

三重県公共事業等景観形成ガイドライン

～公共事業等における良好な景観づくりの推進に向けて～

令和 3年 3月

三 重 県

総 合 目 次

はじめに

○三重県公共事業等景観形成ガイドライン・・・・・・・・・・・・・・・・P1～P11

○三重県公共事業等景観形成ガイドライン事例集・・・・・・・・・・・・P12～P71

はじめに

国は、平成15年7月に「美しい国づくり政策大綱」を公表し、美しい国づくりを国の重要施策に位置付け、その一環として「景観法」を平成16年6月18日に公布しました。

これを受け、景観行政団体となった三重県は、良好な景観づくりを推進するため「三重県景観づくり条例」を平成19年10月に公布するとともに、景観法に基づく「三重県景観計画」を策定し、平成20年4月からこの計画に基づき、県内の良好な景観づくりを官民で推進しているところです。

「三重県景観計画」では「公共事業や公共施設の整備については、地域の景観を構成する主要な要素であり、良好な景観づくりを先導するものであることから、その実施にあたっては、地域の景観特性に配慮する」と明記しています。

これを受け、県は各事業の実施機関が公共事業等を実施するにあたり、県内各地域の景観特性に即して、事業担当職員が事業実施の各段階で活用できるガイドラインが必要であると判断し、良好な景観の形成のために配慮すべき基本的な方針を「三重県公共事業等景観形成ガイドライン」(以下「本ガイドライン」という。)として策定しました。

公共事業や公共施設の整備・維持管理に携わる皆さんは、自らの業務が地域の景観に影響を与えるものであることを十分認識するとともに、本ガイドラインを有効に活用することにより、本県の良好な景観づくりを推進していくこととします。

なお、本ガイドラインを補完するために作成した「三重県公共事業等景観形成ガイドライン事例集」において、具体的な配慮事項を示していますので、併せて参照してください。

平成23年 3月
令和 3年 3月 変更

三重県公共事業等景観形成ガイドライン

三重県公共事業等景観形成ガイドライン

目次

1	基本的事項	
	(1) ガイドライン策定の目的	1
	(2) ガイドラインの構成	1
	(3) 適用範囲と運用	2
	(4) 留意事項	2
	(5) 国等が策定している景観形成ガイドライン等の活用	2
2	景観形成指針	
	(1) 全体方針	6
	(2) 構想計画段階	
	・各事業共通指針	7
	(3) 計画設計段階	
	①共通指針	
	・基本的事項	7
	・法面	7
	・擁壁	7
	・舗装	7
	・防護柵	8
	・標識、公共広告物	8
	・照明施設	8
	②施設別指針	
	・道路	8
	・その他道路附属物	8
	・橋梁	9
	・公園、緑地	9
	・河川	9
	・ダム	9
	・砂防、急傾斜地、地すべり、治山	10
	・港湾、漁港	10
	・海岸	10
	・農業農村	10
	・公共建築物	11
	(4) 工事施工・維持管理段階	
	・各事業共通指針	11

1 基本的事項

(1) ガイドライン策定の目的

公共事業や公共施設の整備（以下「公共事業等」という。「公共事業等」とは、道路や河川、海岸整備などの公共事業や、公共サービス施設、学校施設、供給処理施設などの施設整備などをいう。）は、地域の景観を構成する主要な要素であり、良好な景観づくりを先導するものであることから、地域の景観特性に配慮した公共事業等が実施されるよう、公共事業等を実施する際に配慮すべき基本的な方針を本ガイドラインにおいて示すものである。

三重県景観計画「第4章 良好な景観づくりに関する方針」

・公共事業や公共施設の整備における景観づくりの方針

「公共事業や公共施設の整備については、地域の景観を構成する主要な要素であり、良好な景観づくりを先導するものであることから、その実施にあたっては、地域の景観特性に配慮することとします。」

(2) ガイドラインの構成

本ガイドラインは「基本的事項」と「景観形成指針」の二つの項目で構成している。このうち「景観形成指針」は、良好な景観形成に向けての公共事業等を実施する際に配慮すべき基本的な方針を示すもので「全体方針」を基本とし「構想計画段階」、「計画設計段階」、「工事施工・維持管理段階」の事業段階別に分け「計画設計段階」では、各公共事業等の共通要素となる「共通指針」と施設別の「施設別指針」でとりまとめている。

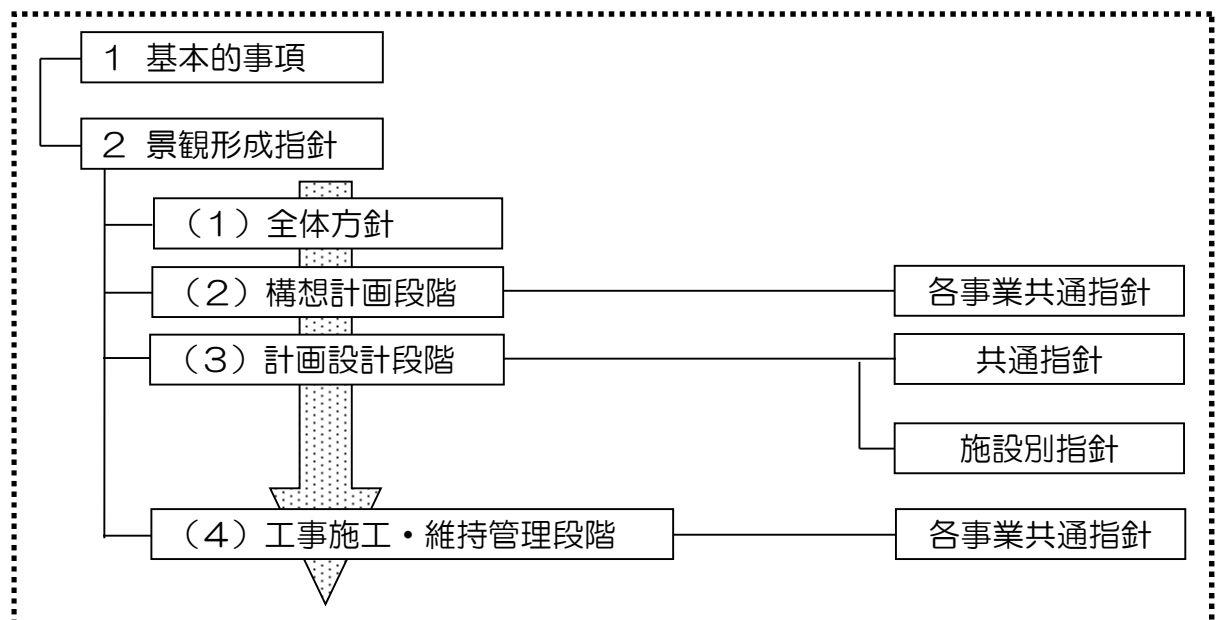


図 三重県公共事業等景観形成ガイドラインの構成

(3) 適用範囲と運用

本ガイドラインの適用範囲は、三重県が実施するすべての公共事業等とし、事業実施の際に本ガイドラインに示す各項目の反映に努めるものとする。

ただし、各市町（景観行政団体を含む。）の景観計画において景観形成基準や景観重要公共施設を定めている場合や別途公共事業等にかかる景観形成に関する計画やガイドライン等を有する場合は、それらとの調整を図りながら運用していくこととする。

また、県内で公共事業等を実施する国、市町等にも本ガイドラインを参考にさせていただきよう情報提供していくこととする。

(4) 留意事項

①周辺景観との調和に配慮する

本ガイドラインにおける「景観形成指針」は、単に素材や製品のいわゆるグレードアップの検討を要求するものではなく、公共事業等の構造物等の配置、形状、素材、色彩等を検討するにあたっては、地域特性を踏まえるとともに、経済性や安全性、耐久性等を総合的に勘案したうえで、周辺の景観との調和に留意する。

②維持管理面を考慮する

維持補修等比較的頻度の高い公共事業等の実施においては、自然、歴史・文化、周辺環境に特別な配慮を要する場合を除き、特殊な素材等を用いることは可能な限り避け、維持管理上耐用性、汎用性の高い素材等の選定に留意する。

③関係法令等との整合性を確保する

本ガイドラインの運用にあたっては、森林法、自然公園法等に基づく法律や市町の条例・要綱等に基づく景観形成に関する施策、道路構造令、ユニバーサルデザイン等の各技術基準等に関わる事項との整合性の適切な確保に留意する。

④地域の特性を考慮する

本ガイドラインでは、良好な景観形成に向けての公共事業等を実施する際に配慮すべき基本的な方針についてとりまとめているが、景観は立地条件や周辺の環境等様々な要素が関連しているため、個別性が高く「景観形成指針」の内容が公共事業等を実施する地域の特性やその他の要因によっては、周辺環境に馴染まない場合もあることから、それぞれの地域の特性に即した適切な判断を行うよう留意する。

(5) 国等が策定している景観形成ガイドライン等の活用

「美しい国づくり政策大綱」を受けて、国土交通省、農林水産省等は事業別に景観形成ガイドライン・指針等を策定している。また、三重県においても「三重県景観計画」に位置付けた景観形成基準に定める建築物等の色彩基準を説明したガイドラインや社会資本の整備にあたり県民と県（行政）が協働で進めるためのガイドライン等を作成している。このため、公共事業等の実施の際には、

本ガイドラインの各項目の反映に努めるとともに、本ガイドラインに記載されていない項目については、以下のガイドラインを活用していくこととする。

①国策定の公共事業に関する景観形成ガイドライン等

【共通】

	名称	編集または発行所名	最新版発行年月
1	中部地方整備局公共事業における色彩・デザイン指針（第1版）	中部地方整備局 景観アドバイザー会議	平成27年12月
2	伊勢志摩国立公園管理計画書	環境省中部地方環境事務所	平成21年12月
3	吉野熊野国立公園吉野地域管理計画書	環境省近畿地方自然保護事務所	平成13年12月
4	吉野熊野国立公園熊野地域管理計画書	環境省近畿地区自然保護事務所	平成12年4月

【道路】

	名称	編集または発行所名	最新版発行年月
1	道路デザイン指針(案)	国土交通省道路局 道路のデザインに関する検討委員会	平成29年10月
2	景観に配慮した道路附属物等ガイドライン	国土交通省道路局 道路のデザインに関する検討委員会	平成29年10月

【河川・砂防】

	名称	編集または発行所名	最新版発行年月
1	河川景観ガイドライン「河川景観の形成と保全の考え方」	国土交通省河川局	平成18年10月
2	美しい山河を守る災害復旧基本方針（ガイドライン）	国土交通省水管理・国土保全局	平成30年6月
3	砂防関係事業における景観形成ガイドライン	国土交通省砂防部	平成19年2月
4	中小河川に関する河道計画の技術基準について	国土交通省河川局	平成22年8月

【港湾・海岸】

	名称	編集または発行所名	最新版発行年月
1	海岸景観形成ガイドライン	国土交通省河川局・港湾局、農林水産省農村振興局・水産庁	平成18年1月
2	港湾景観形成ガイドライン	国土交通省港湾局	平成17年3月
3	航路標識整備事業景観形成ガイドライン	海上保安庁交通部	平成16年3月

【農業・治山・漁港】

	名称	編集または発行所名	最新版発行年月
1	美の里づくりガイドライン	農林水産省農村振興局	平成 16 年 8 月
2	農業農村整備事業における景観配慮の手引き	農林水産省農村振興局	平成 18 年 5 月
3	農業農村整備事業における景観配慮の技術的指針	農林水産省農村振興局	平成 30 年 5 月
4	農村における景観配慮の実務マニュアル ー景観に配慮した整備のための10のステップー	農林水産省農村振興局	平成 20 年 3 月
5	農村における景観配慮の技術マニュアル ーデザインコード活用手法ー ー視点場設定手法ー	農林水産省農村振興局	平成 22 年 3 月

【都市・営繕】

	名称	編集または発行所名	最新版発行年月
1	官庁営繕事業における景観形成ガイドライン	国土交通省官庁営繕部	平成 24 年 3 月
2	景観形成ガイドライン『都市整備に関する事業』	国土交通省都市・地域整備局	平成 23 年 6 月
3	住宅・建築物等整備事業に係る景観形成ガイドライン	国土交通省住宅局	平成 17 年 3 月

【自然公園】

	名称	編集または発行所名	最新版発行年月
1	自然公園等施設技術指針	環境省自然環境局	令和 2 年 3 月

②県策定の公共事業に関する景観形成ガイドライン等

【共通】

	名称	編集または発行所名	最新版発行年月
1	三重県景観計画	三重県県土整備部	平成 29 年 1 月
2	熊野川流域景観計画	三重県県土整備部	平成 29 年 1 月
3	三重県景観計画解説書 行為の制限に関する基準解説書	三重県県土整備部	平成 19 年 12 月
4	三重県景観色彩ガイドライン	三重県県土整備部	平成 20 年 4 月
5	社会資本整備における協働の指針及びガイドライン（協働必携）	三重県県土整備部	平成 31 年 3 月
6	三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例整備マニュアル	三重県子ども・福祉部	令和 2 年 3 月
7	太陽光発電施設の設置に関する景観形成ガイドライン	三重県県土整備部	令和 3 年 2 月

【道路】

	名称	編集または発行所名	最新版発行年月
1	道路附属物等における景観への配慮について	三重県県土整備部道路建設課、道路企画課、道路管理課、都市政策課	平成 30 年 3 月
2	尾鷲建設事務所及び熊野建設事務所の管内における景観に配慮した防護柵のマスタープラン	道路建設課、道路企画課、道路管理課、都市政策課	平成 30 年 3 月

2 景観形成指針

(1) 全体方針

- 「三重県景観計画」では、
 - ①豊かな自然を守り、共に生きていく景観づくり
 - ②歴史・文化を継承し、活かしていく景観づくり
 - ③地域の産業と調和した景観づくり
 - ④地域に活力を生み出す景観づくり
 - ⑤「おもてなしの心」で、人を癒す景観づくりの5つの基本目標を定め、良好な景観づくりを進めることとしている。
この基本目標を踏まえ、公共事業等の実施にあたっては、三重県景観計画第4章「良好な景観づくりに関する方針」の各類型別（自然、歴史・文化、社会・経済、眺望）方針及び地域別（北勢、中勢、伊勢志摩、伊賀、東紀州の5地域）方針に沿った景観への配慮に努めること。

- 公共事業等による構造物は、一般的に耐用年数が長く、不特定多数の人が利用するものであることから、事業を実施する地域の景観特性を考慮するとともに、安全で安心な県土づくりに向けた公共施設としての機能を満たしながら、時間の経過に伴い風格が増すよう、飽きのこない形状、素材、色彩等の工夫に努めること。

- 当該公共事業等のみに着目するのではなく、周辺の国・県・市町等が管理する他の公共施設との調整を含め、地域の一体的な景観づくりとの整合を図るよう努めること。

- 公共事業等による施設は、法面や擁壁、舗装などの構造物（要素）から構成されていることから、個々の要素のみに着目して形状、素材、色彩等の検討をするのではなく、それぞれの要素の調和や全体のバランスにも着目し、配慮に努めること。

- 住民参画の機会を設けるとともに、景観面における自然や歴史・文化等の地域特性を踏まえた将来の景観像のあり方等についても議論し、住民と行政がその認識について共有を図るよう努めること。
参考資料：社会資本整備における協働の指針およびガイドライン（協働必携）
（平成31年3月 三重県県土整備部）

(2) 構想計画段階

◆各事業共通指針

構想計画段階では、事業区域の選定に際して、機能性、安全性、経済性のみならず景観への影響を勘案して選定するよう努めること。そのうえで、事業計画区域周辺の景観特性の把握に努めるとともに、公共事業等の機能面と環境（景観）面との整合、個別施設と周辺施設との景観配慮に対する調整等、総合的な観点にたち、様々な角度から検討するよう努めること。

(3) 計画設計段階

①共通指針

◆基本的事項

計画設計段階では、施設の配置、規模、形態、色彩、素材、緑化等の検討にあたり、機能性や安全性、経済性等を考慮したうえで、個々の構造物（要素）のみならず、施設全体のバランスに配慮するとともに、単なるグレードアップや過度な装飾を避け、周辺の景観との調和を図るよう努めること。

また、清掃や補修等の維持管理にも配慮するよう努めること。

◆法面

法面は、安定性の確保を基本とし、本来自然に還るべきものであることから、自然地形とのスムーズな連続性を確保するため、地形に馴染む形状をとり、植生に覆われ、最終的に自然が回復して周辺の景観に埋没していくような形状、緑化等の工夫に努めること。

◆擁壁

擁壁は、安定性の確保を基本とし、建築物の壁面と同様に、垂直に近い面として現れ、目立ちやすい構造物であることから、安全上支障のない範囲で周辺の景観と調和し、かつ圧迫感をできる限り和らげるような形状、素材等の工夫に努めること。

◆舗装

舗装は、利用者が安全で快適に通行できることを基本とするが、沿道の自然や歴史・文化資産との景観上の調和等に特別な配慮を要する場合には、素材、色彩等の工夫に努めること。

◆防護柵

防護柵は、安全確保を基本とし、代替策も含めて必要性を十分に検討のうえ、設置する場合は、周辺の景観と調和するような形状、素材、色彩等の工夫に努めること。

◆標識、公共広告物

標識や公共広告物は、必要な情報の提供において視認性の確保を基本とし、表示すべき情報内容の整理を行ったうえで、最適な設置数や場所を選定するよう努めるとともに、地域や沿線、施設における周辺の景観と調和するような形状、素材、色彩等の工夫に努めること。

◆照明施設

照明施設は、利用者が道路や沿道の施設等を安全で快適に利用できることを基本とし、設置目的に応じた照度を確保するよう、最適な設置数や場所を選定するよう努めること。

また、沿道や周辺の自然や歴史・文化等の特性に配慮し、周辺の景観と調和するよう形状、色彩等の工夫に努めること。

②施設別指針

◆道路

道路は、安全で快適な通行環境の確保を基本とし、沿道の景観を眺め、面的に広がる地域の景観を認識することができるよう、眺望の確保に配慮するとともに、周辺からの眺望にも配慮し、周辺の景観との調和や連続性の保持に努めること。

◆その他道路附属物

道路附属物は、安全で円滑な交通の確保を基本とし、代替策も含めて必要性を十分に検討のうえ、設置する場合はそれ自体が道路景観の中で目立たず、周辺の景観と調和し、風景の一部として違和感なく存在するよう形状、素材、色彩等の工夫に努めること。

◆橋梁

橋梁は、構造上の安定性や耐久性等を確保するとともに、道路機能として、安全で快適な通行環境の確保を基本とし、水上等特異な環境で独立した存在として認識されやすく、橋梁自体の美しさが求められるものであることから、機能的・構造的必然性を重視するとともに、過度な装飾を避け、周辺の景観と調和するような形状、色彩等の工夫に努めること。

また、都市部等における高架橋は、特に沿道周辺の住民や歩行者等に与える圧迫感を緩和させ、周辺の景観と調和させるよう努めること。

なお、地域において特別な配慮が求められる場合には、周辺の景観との調和について十分な検討に努めること。

◆公園、緑地

公園、緑地は、日常の憩いの場、防災、自然生態系の保全など多様な機能・目的の確保を基本とし、地域の自然や歴史・文化、周辺の景観との調和や連続性に配慮するよう努めること。

また、地域の緑の核として、地域の特性や四季の変化を活かしながら、時間の経過とともに風格と味わいが増すような豊かな緑の創出や、既に良好な景観を形成している樹木などの保全に努めること。

◆河川

河川は、治水・利水の充実と河川環境の保全・復元を基本とし、自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和に努めるとともに、本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するよう努めること。

また、護岸や水門・樋門等の河川内の工作物にあつては、水理特性、背後地の地形・地質、土地利用などを十分に踏まえ、地域の歴史・文化、周辺の景観と調和した配置、形状等の工夫に努めること。

◆ダム

ダムは、治水や利水の機能の確保を基本とし、広く流域の住民の生活や建設される地域の景観にも大きな影響を与えることから、あらかじめ景観資源の位置及び分布状況を把握し、眺望景観への配慮に努めること。

◆砂防、急傾斜地、地すべり、治山

砂防、急傾斜地、地すべりや治山関連の事業は、土砂災害等から生命や財産を守るといった防災機能の確保を基本とし、生態系を含めた自然環境に配慮するとともに、時間の経過とともに周辺の景観に馴染む形状、素材等の工夫に努めること。

◆港湾・漁港

港湾・漁港は、物流や交通といった多様な機能の確保を基本とし、構成する地形等の自然条件、歴史とともに、背後の都市や集落の発展、人々の生活と深い関わりを持つ重要な空間であることから、それらの特徴や特性に調和した配置、規模、形状等に努めること。

また、施設や構造物が、周辺からの水面や船舶、橋梁等への眺めを阻害したり、対岸から陸域を眺めたときに見られる印象的な山や山並みの景観を阻害しないような配置、規模、形状等の工夫に努めること。

◆海岸

海岸は、防護面・環境面・利用面の充実を図ることを基本とし、周辺の景観特性を踏まえ、求められる機能を総合的に勘案し、背後や隣接する地域を含めた一体的な景観形成に努めること。

また、地域の景観を特徴付ける地形地物が、整備によって失われたり、周辺からの眺めが阻害されたりしないように配慮するとともに、それら地形地物を、当該海岸の景観的魅力として活用できるよう工夫に努めること。

◆農業農村

農地等の整備については、農作物の安定生産に向けた基盤づくりおよび生産性の向上を図ることを基本とし、農村景観を形成している農地やその周辺の緑は可能な限り保全するとともに、農道や用排水路等の新設・改良の際は、周辺の景観と調和を図るよう努めること。

また、里山や棚田等の優れた景観や、農村独自の歴史・文化を感じさせる農業水利施設等は、保全・活用に努めること。

なお、建物や施設等の色彩や構造は、農村景観に馴染むものを選定するよう努めること。

◆公共建築物

公共サービス施設、学校施設、供給処理施設などの公共建築物は、地域生活と深いかかわりを持ち、多数の人々が訪れ利用する場であることから、安全性・機能性・利便性等の確保を基本とし、自然や歴史・文化、周辺の景観と調和するような配置、規模、形状、素材、色彩、緑化等の工夫に努めること。

(4) 工事施工・維持管理段階

◆各事業共通指針

公共事業等の施工時に、現場の仮囲いや仮設備等を長期にわたり設置する場合には、地域住民や通行者に圧迫感や不安感を与えないよう、安全上支障のない範囲で、工事現場周辺の景観と調和するような形状、素材、色彩等の工夫に努めること。

維持補修や修繕にあたっては、当初の設計意図を十分に考慮し、形状、色彩、素材等が公共事業等の構造物等全体として調和するよう、施工方法等の工夫に努めること。

また、良好な景観が維持できるよう適切な維持管理に努めること。

さらに道路・河川の維持管理は安全性の確保のみならず、日常の眺望景観にも大きな影響を与えるため、眺望が確保されるよう適切な除草・防草対策に努めること。

三重県公共事業等景観形成ガイドライン事例集

景観への配慮は、必要以上のグレードアップや、本来の機能とは関係のない装飾を施すことではありません。

安全性、機能性、経済性を基本として、周辺地域に違和感なく溶け込むといった、周辺の景観に調和するよう検討を行うことが重要です。

令和 4年10月

三重県公共事業等景観形成ガイドライン事例集

目次

1	基本的事項	
(1)	ガイドライン事例集の目的と位置付け	12
(2)	ガイドライン事例集の構成と使い方	12
2	景観形成指針	
(1)	全体方針	14
(2)	構想計画段階	
	・各事業共通指針	15
(3)	計画設計段階	
	①共通指針	
	・基本的事項	16
	・法面	17
	・擁壁	19
	・舗装	21
	・防護柵	23
	・標識、公共広告物	26
	・照明施設	29
	②施設別指針	
	・道路	31
	・その他道路附属物	36
	・橋梁	39
	・公園、緑地	43
	・河川	45
	・ダム	48
	・砂防、急傾斜地、地すべり、治山	50
	・港湾、漁港	53
	・海岸	55
	・農業農村	58
	・公共建築物	61
(4)	工事施工・維持管理段階	
	・各事業共通指針	64
3	景観に配慮した公共事業等の施工事例の収集	67
4	参考資料	70

1 基本的事項

(1) ガイドライン事例集の目的と位置付け

三重県では、公共事業や公共施設の整備（以下「公共事業等」という。）が地域の景観を構成する主要な要素であり、良好な景観づくりを先導する必要があることから、三重県が公共事業等を実施する際に配慮すべき基本的な方針をガイドラインとして決めました。

本事例集は、公共事業等を実施するにあたり、良好な景観を形成するための参考となるよう、ガイドライン本編に記載している基本的な方針について、具体的な配慮事項を示すとともに、各事業分野において、景観に配慮して実践された配慮事項例や具体的な配慮事項を含む事例を紹介することにより、ガイドライン本編の内容を補完しています。

(2) ガイドライン事例集の構成と使い方

本事例集の「1 基本的事項」については、本事例集の目的、位置付け及び構成、使い方を記載しています。

「2 景観形成指針」については、全体方針と各事業の進捗段階ごとの景観形成指針で構成しています。この中の「(3) 計画設計段階」については、公共事業等において共通する構造物（要素）の指針としてまとめた「共通指針」と公共事業等における事業単位の指針としてまとめた「施設別指針」で構成しており、項目ごとに「基本的な方針」「配慮事項」「参考」を記載しています。

「基本的な方針」はガイドライン本編の指針を記載しています。「配慮事項」は各事業分野において、特に景観への配慮が必要な地域等で実践された事例について、配慮された、または配慮を検討した事項を記載しています。なお、事例写真については、できる限り県事業を中心に掲載しています。また、「参考」は、国等が策定したガイドラインの参照箇所、その他参考となる事項について記載しています。

「配慮事項」はあくまで一例を示すものであり、公共事業等の実施にあたっては、これらを参考に、個々の事情や条件を考慮したうえで、景観への配慮を検討し、できる限り実践に努めることとします。

公共事業等における景観検討にあたっては、公共事業等を構成する個々の構造物（要素）について「共通指針」を参照するとともに、各々の公共事業等に対応する「施設別指針」を参照することによって、事業全体における景観形成の考え方を把握するものとします。

また、構想計画段階、計画設計段階、工事施工段階、維持管理段階といった事業の進捗段階に併せて、本事例集を活用しながら、周辺の景観に与える影響や当初の計画との整合性を確認し、必要に応じて修正等を加えていくものとします。

「4 参考資料」については、現在、国及び県で策定されている公共事業等に関する景観形成ガイドライン等を記載しています。

本事例集を活用して、各事業分野において、地域の特性や個性を生かした良好な景観づくりなど、様々な取組を推進していくものとします。

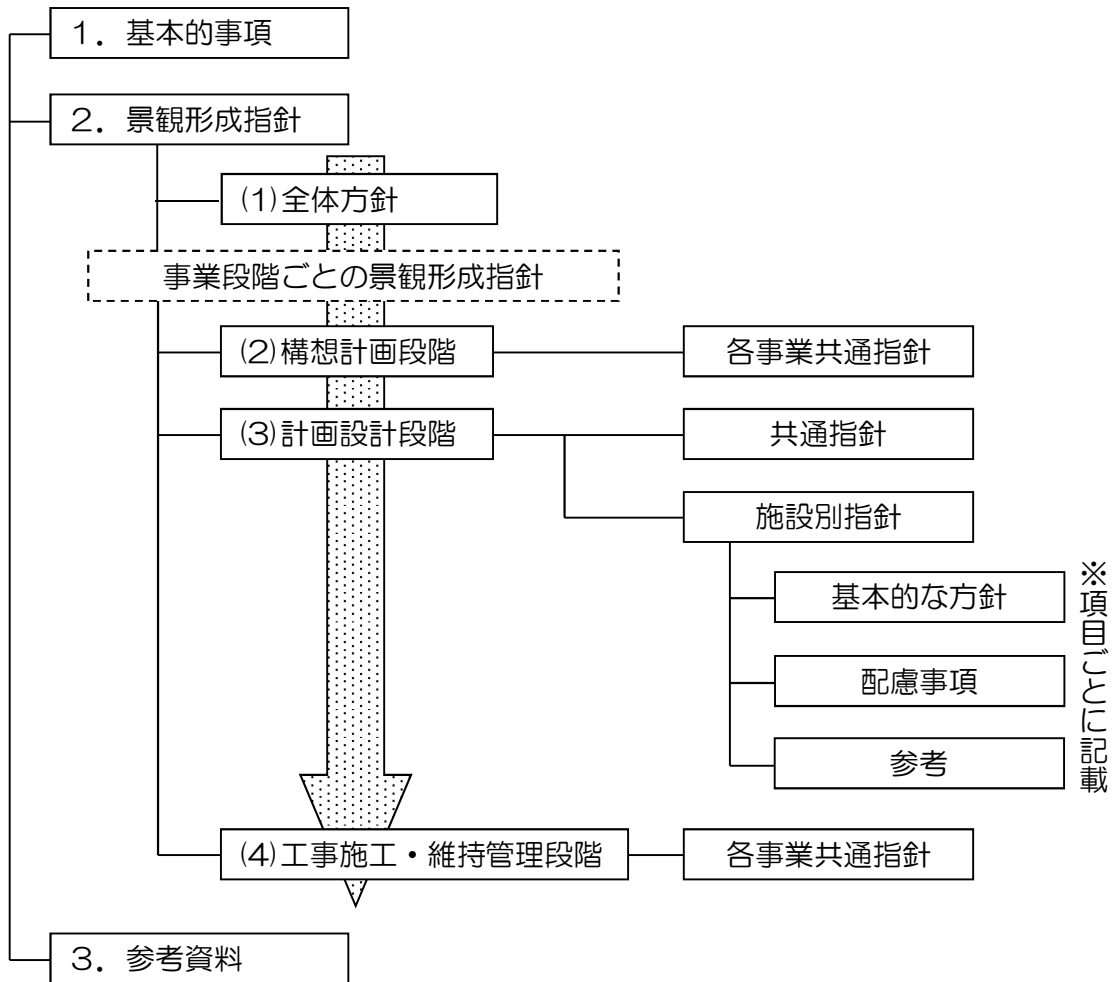


図 三重県公共事業等景観形成ガイドライン事例集の構成

2 景観形成指針

(1) 全体方針

●「三重県景観計画」では、

- ① 豊かな自然を守り、共に生きていく景観づくり
- ② 歴史・文化を継承し、活かしていく景観づくり
- ③ 地域の産業と調和した景観づくり
- ④ 地域に活力を生み出す景観づくり
- ⑤ 「おもてなしの心」で、人を癒す景観づくり

の5つの基本目標を定め、良好な景観づくりを進めることとしている。

この基本目標を踏まえ、公共事業等の実施にあたっては、三重県景観計画第4章「良好な景観づくりに関する方針」の各類型別（自然、歴史・文化、社会・経済、眺望）方針及び地域別（北勢、中勢、伊勢志摩、伊賀、東紀州の5地域）方針に沿った景観への配慮に努めること。

●公共事業等による構造物は、一般的に耐用年数が長く、不特定多数の人が利用するものであることから、事業を実施する地域の景観特性を考慮するとともに、安全で安心な県土づくりに向けた公共事施設としての機能を満たしながら、時間の経過に伴い風格が増すよう、飽きのこない形状、素材、色彩等の工夫に努めること。

●当該公共事業等のみに着目するのではなく、国・県・市町等が管理する他の公共施設との調整を含め、地域の一体的な景観づくりとの整合を図るよう努めること。

●公共事業等による施設は、法面や擁壁、舗装などの構造物（要素）から構成されていることから、個々の要素のみに着目して形状、素材、色彩等の検討をするのではなく、それぞれの要素の調和や全体のバランスにも着目し、配慮に努めること。

●住民参画の機会を設けるとともに、景観面における自然や歴史・文化等の地域特性を踏まえた将来の景観像のあり方等についても議論し、住民と行政がその認識について共有を図るよう努めること。

参考資料：社会資本整備における協働の指針及びガイドライン（協働必携）

（平成31年3月 三重県県土整備部）

【参考】

○「三重県景観計画」（三重県県土整備部）

○「三重県景観計画解説書 行為の制限に関する基準解説書」（三重県県土整備部）

(2) 構想計画段階

◆各事業共通指針

構想計画段階では、事業区域の選定に際して、機能性、安全性、経済性のみならず景観への影響を勘案して選定するよう努めること。そのうえで、事業計画区域周辺の景観特性の把握に努めるとともに、公共事業等の機能面と環境（景観）面との整合、個別施設と周辺施設との景観配慮に対する調整等、総合的な観点にたち、様々な角度から検討するよう努めること。

【配慮事項】

- a) 事業区域における地形、歴史・文化、土地の利用状況、視点場と視対象の関係、まち並み、植生、景観上重要な構造物や樹木等の景観特性の把握に努める。
- b) 地域の現状の景観を尊重しつつ、守るべき景観、取り戻すべき景観、新たに創出すべき景観を明らかにし、それらを踏まえた景観づくりを実践する。
- c) 安全・安心の県土づくりに向けた公共事業等の機能を満たしながら、県内の各地域の景観特性を勘案し、より良い形態、配置の可能性を検討する。
- d) 構想計画段階においては、当該公共事業等のみに着目するのではなく、他施設や他所管施設との調整を含め、地域の一体的な景観づくりを行うよう、将来の景観像に向けて整合を図る。

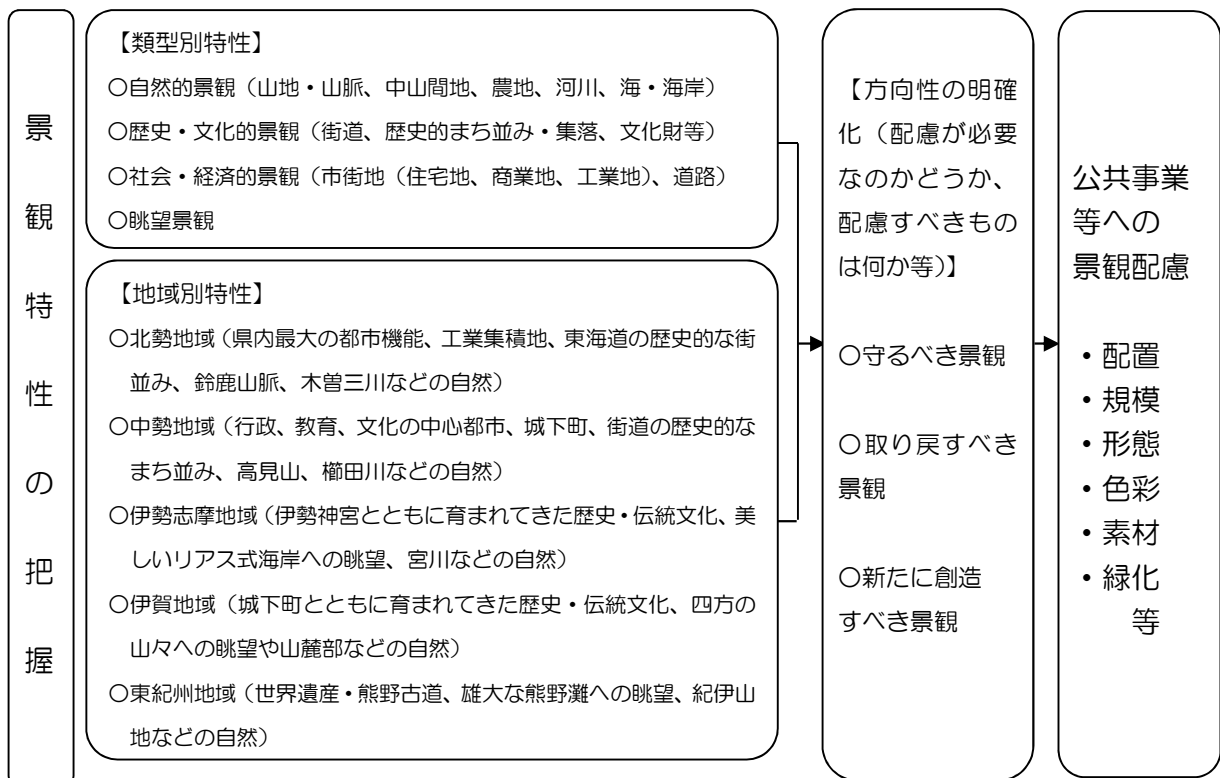


図 景観特性の把握から景観配慮へのアプローチのイメージ

【参考】

- 「4 参考資料」（70ページ）を参照

(3) 計画設計段階

① 共通指針

◆ 基本的事項

計画設計段階では、施設の配置、規模、形態、色彩、素材、緑化等の検討にあたり、機能性や安全性、経済性等を考慮したうえで、個々の構造物（要素）のみならず、施設全体のバランスに配慮するとともに、単なるグレードアップや過度な装飾を避け、周辺の景観との調和を図るよう努めること。

また、良好な景観が維持できるよう、清掃や補修等の維持管理の容易性にも配慮すること。

【配慮事項】

- a) 施設の配置、規模、形態、色彩、素材、緑化等の検討にあたり「三重県景観計画解説書 行為の制限に関する基準解説書」における景観形成基準を活用し、周辺景観との調和を図るよう、できる限り当該事業の計画設計に反映する。
- b) 各施設が有する本来の機能とは無関係のペイントや安易なデザインによるグレードアップ、また、周辺の景観と調和しない過度な装飾は避ける。
- c) 景観全体の中で構造物（要素）どうしが調和しているか、また、デザインの整合がとれているかなど、景観全体のまとまりやバランスがとれているかについて検討する。なお、景観全体のまとまりやバランスについては、立体的な視点から、周辺の景観・自然環境への調和や施設・構造物相互の規則性、連続性及び一体性等について検討する。
- d) 地域全体の景観を見たとき、道路、河川、砂防、公園などの公共施設等がばらばらな景観にならないよう、各事業者間の連携を図る。
- e) 将来的な維持管理を念頭におき、清掃や修繕、補修が容易で、部品の交換などが容易に行うことができるような、構造、形態、素材等の選定に努める。

【参考】

○ 「中部地方整備局公共事業における色彩・デザイン指針（第1版）」（中部地方整備局景観アドバイザー会議）

第3章 新設・改築における色彩・デザイン指針

第4章 小規模工事・維持管理等における色彩・デザイン指針

◆法面

法面は、安定性の確保を基本とし、本来自然に還るべきものであることから、自然地形とのスムーズな連続性を確保するため、地形に馴染む形状をとり、植生に覆われ、最終的に自然が回復して周辺の景観に埋没していくような形状、緑化等の工夫に努めること。

【配慮事項】

- a) 勾配は、できる限り緩やかにとり、現地形になじませる。
- b) 地域の自然地形となじむように、法面端部の形状を工夫する。
- c) 切土法面は、できる限り在来種及び郷土種を用いた植生工による法面処理とする。
また、モルタル・コンクリート吹付を行う場合は、周囲の状況を勘案し、着色する等により周辺の景観との調和を図る。
- d) 法尻部前面の敷地に余裕がある場合には、高木植栽等によって、法面を隠すことで、自然的な周辺の景観との調和を図る。
- e) 盛土構造によって生じる法面は、切土法面と同様にできる限り周辺地域になじむよう、構造形態を工夫するとともに、植生による法面処理を行う。



【緑化（切土）】

切土法面を植生工により緑化し、周辺の景観との調和に配慮
(国道 260 号 / 志摩市)



【色彩】

吹付法砕工において、モルタル吹き付け直後の明度が高くなるように、顔料の添加によって明度を抑え、周辺の景観との調和に配慮
(国道 260 号 / 南伊勢町)



【緑化（切土）】

切土岩盤部において、通常モルタル吹付等を施工するところを岩盤緑化を行い、周辺の景観との調和に配慮
(林道三和片川線 / 熊野市)



【緑化】

切土法面は補強土植生法砕工を採用し、
枠構造の強度性能と全面緑化により安全
性の確保と周辺の景観との調和に配慮
(自然災害防止事業/津市)

【参考】

- 「道路デザイン指針（案）」(国土交通省道路局)
 - 第5 設計・施工時のデザイン
 - 第5-2 土工設計
 - 第5-2-2 のり面に対するアースデザイン
 - 第5-2-3 擁壁・腰石積み
 - 第5-2-4 のり面の表面処理

- 「中部地方整備局公共事業における色彩・デザイン指針（第1版）」(中部地方整備局景観アドバイザー会議)
 - 第4章 小規模工事・維持管理等における色彩・デザイン指針（施設編）
 - 4 道路
 - 4.1 斜面・法面

◆擁壁

擁壁は、安定性の確保を基本とし、建築物の壁面と同様に、垂直に近い面として現れ、目立ちやすい構造物であることから、安全上支障のない範囲で周辺の景観と調和し、かつ圧迫感をできる限り和らげるような形状、素材等の工夫に努めること。

【配慮事項】

- a) 配置や工法選定等の工夫により、できる限り現況の地形を活かし、地形改変の規模、影響範囲をできるだけ小さくする。
- b) 長大な擁壁が生じる場合は、安全性・安定性に配慮した上で、擁壁を分割し、圧迫感を軽減する。
- c) コンクリート擁壁の表面処理については、雨だれの汚れが目立ちにくい縦スリットを基本とした陰影を付与することや、表面の輝度を下げたためのチッピング、残存化粧型枠の利用などの工夫を行う。
- d) コンクリート擁壁、ブロック積擁壁、石積擁壁など、それぞれの持つ素材の特徴を生かし、できる限り表面処理を工夫することにより、周辺の景観との調和を図る。
- e) 地場産材（石材等）の素材をできる限り利用し、地域の雰囲気醸し出していく。
- f) 擁壁前面への植栽等により、周辺への圧迫感を軽減する。
- g) 土地に密着しているため塵埃や濁水によって汚れていくことを許容し、素材色で仕上げることを基本に、経年変化を利用して既存景観との融和を図る。



【規模】

擁壁を多段式にすることにより、擁壁を分割し、圧迫感を軽減
(一般県道河合丸柱線/伊賀市)



【形態】

国定公園区域内という地域特性を考慮し、擁壁に化粧型枠を用いた表面処理を行うことにより、周辺の景観との調和に配慮
(主要地方道名張曾爾線/名張市)



【素材】

コンクリートを用いた擁壁とするところ
を石積擁壁とすることにより、周辺の景
観との調和に配慮
(鍋川/鈴鹿市)



【緑化】

擁壁前面に植栽(サツキツツジ)を行うこ
とにより、圧迫感を軽減
(国道 260 号/志摩市)

【参考】

- 「道路デザイン指針(案)」(国土交通省道路局)
 - 第5 設計・施工時のデザイン
 - 第5-2 土工設計
 - 第5-2-3 擁壁・腰石積み
- 「中部地方整備局公共事業における色彩・デザイン指針(第1版)」(中部地方整備局景観アドバイザー会議)
 - 第3章 新設・改築における色彩・デザイン指針
 - 4 構造物別色彩検討の留意点
 - 4-1 道路構造物
 - (3) 擁壁
 - 第4章 小規模工事・維持管理等における色彩・デザイン指針(施設編)
 - 4 道路
 - 4.2 擁壁・落石防止柵

◆舗装

舗装は、利用者が安全で円滑に通行できることを基本とするが、沿道の自然や歴史・文化資産との景観上の調和に特別な配慮を要する場合には、素材、色彩等の工夫に努めること。

【配慮事項】

(1) 舗装全般

- a) 素材の選定にあたっては、将来的な維持管理を考慮し、補修のしやすさ、材料入手のしやすさなども検討する。
- b) 意匠、色彩などの検討においては、周辺の景観に配慮し、極端な配色やデザインを避ける。(周辺の建物外壁よりも低彩度・低明度が望ましい)
- c) 歴史的まち並みの整っている地域にあつては、舗装材の色彩や素材等を工夫する。
- d) 配色や色調において、同時に使用する素材や色彩を限定することにより、統一感のあるものとする。
- e) 埋設物の加工・占用工事等により、部分的に舗装を復旧する場合は、できる限り従前の舗装と違和感が生じないようにする。



【色彩・素材】

伊勢街道沿いの歴史的なまち並みを引き立てるよう、舗装における色彩・素材の検討を踏まえ、脱色アスファルト舗装を施工
(一般県道伊勢小俣松阪線/明和町)

(2) 車道舗装

- a) アスファルト舗装の素材色を基本とし、特殊な場合を除き色彩の操作を行わない。(コンクリート舗装の場合も素材色での仕上げを基本とする。)
- b) 舗装を路面標示や標識類の背景と位置づけ、安全で円滑な交通への配慮を優先させる。

(3) 歩道舗装

- a) 歩道の舗装材は、走行環境に相応しい歩きやすいものを用い、それ自体が目立つのではなく、沿道景観と植栽や歩行者が映える色調のものとし、控えめなデザインとする。
- b) 歩道はアースカラーを基本として、明度は4～7程度とする。
- c) ブロック系舗装の混色は、柄を意識させるようなコントラストの強い配色は避ける。
- d) 視覚障がい者誘導用ブロックは、過度に明彩度の高い色彩は避け、景観に配慮する場所においては、一般部の舗装との輝度比を2.0程度確保できる色とする。

(4) 自転車道・自転車走行空間

- a) 舗装の検討にあたっては、安全性快適性に配慮しながらも、必要以上に目立つことがないように路面標示と色彩とすることを基本とする。
- b) 自転車専用通行帯について、景観に配慮すべき場合は幅を調整し、ライン表示とすることも可能である。

【参考】

- 「道路デザイン指針（案）」（国土交通省道路局）
 - 第5 設計・施工時のデザイン
 - 第5-5 車道・歩道及び分離帯の設計
 - 第5-5-1 車道・歩道の舗装
 - 第5-5-2 歩道空間の設計
- 景観形成ガイドライン「都市整備に関する事業」（解説編）第三編（国土交通省都市・地域整備局）
 - 第3章 街路事業
 - 第3-2 街路の景観設計の進め方
 - 第3-2-3 設計、施工段階における配慮事項
 - ① 歩道空間整備における景観設計の検討事項
- 「景観に配慮した道路附属物ガイドライン」（道路のデザインに関する検討委員会）
 - 第3章 道路附属物のデザイン
 - 第3-5 その他の道路附属物等
 - 第3-5-9 舗装・路面への表示
- 「中部地方整備局公共事業における色彩・デザイン指針（第1版）」（中部地方整備局景観アドバイザー会議）
 - 第3章 新設・改築における色彩・デザイン指針
 - 4 構造物別色彩検討の留意点
 - 4-1 道路構造物
 - （4） 道路舗装

◆防護柵

防護柵は、安全確保を基本とし、代替策も含めて必要性を十分に検討のうえ、設置する場合は、周辺の景観と調和するような形状、素材、色彩等の工夫に努めること。

【配慮事項】

- a) 安全確保の上、必ずしも防護柵としての機能が求められる場所には、設置しない。
また、優れた景観を有する場所では、植樹帯、縁石や駒止等景観に優れた他施設による代替について検討する。
- b) 構造的・機能的に必要最小限の部材で構成されたシンプルな形状であることを基本とする。
- c) 地域の特産物を表現したレリーフの設置や絵を描くことをはじめとする付加的な装飾は避ける。
- d) 色彩は、従来は通常白色で仕上げているものが多く、特に自然景観では違和感が強いことがあるので、周辺の景観特性を踏まえ低明度、低彩度にして必要以上に目立たないようにする。この場合、防護柵の夜間の視線誘導機能の確保に対しては、反射テープ・視線誘導標等を用いることで対応する。
- e) 主に自然景観や田園景観が広がっている地域において、周辺への眺望を確保する必要がある場合には、透過性の高い形状にする。
- f) 人が多く集まる場所においては、歩行者が直接触れることに対する配慮を行う。
- g) 木造の歴史的建造物の周辺や、木造の伝統的建築物が集積しているまち並み等においては、防護柵の素材等は周辺の景観との調和を図る。
- h) 橋梁部や中央分離帯に設置されるコンクリート製壁型防護柵は表面が平滑なため、面としての存在感が強い。このため必要に応じて、コンクリート壁面の存在感を低減させる工夫を行う。



【色彩】

周辺の自然景観に配慮し、ダークブラウン（10YR2/1）のガードレールを採用（国道311号／熊野市）



【色彩】

夜間の視線誘導機能確保のため、ダークブラウンのガードレールへ反射テープや視線誘導標を設置（国道422号／紀北町）



【色彩】

周辺の自然景観と橋梁の桁の色彩との調和に配慮し、グレーベージュ（10YR6/1）のガードレールを採用
（一般県道三行庄野線／
鈴鹿市）



【構造・形態】

自然景観の眺望を阻害しないよう、透過性の高い横棧の転落防止柵を採用
（一般県道蔵持霧生線／
名張市）



【構造・形態】

地域特性を踏まえ地元材を使った防護柵を設置した。周辺の景観との調和に配慮し隣接する河川の河床材料と同種の石材を使用し張石による防草対策を行った。
（一般県道中井浦九鬼線／
尾鷲市）



【構造・形態】

落石防護柵において、主要な材料の塗装をダークブラウンにすることによって明度を抑え、周辺の景観との調和に配慮した。
（一般県道中井浦九鬼線／
尾鷲市）

【参考】

- 「景観に配慮した道路附属物等ガイドライン」（平成 29 年 10 月 道路のデザインに関する検討委員会）
 - 第 3 章 道路附属物等のデザイン
 - 3-1 防護柵
- 「道路附属物等における景観への配慮について」（平成 30 年 3 月 三重県県土整備部 道路整備課、道路企画課、維持管理課、都市政策課）
- 「中部地方整備局公共事業における色彩・デザイン指針（第 1 版）」
 - （中部地方整備局景観アドバイザー会議）
 - 第 3 章 新設・改築における色彩・デザイン指針
 - 4 構造物別色彩検討の留意点
 - 4-1 道路構造物
 - （5）道路附属物
 - ・ 防護柵

◆標識、公共広告物

標識や公共広告物は、必要な情報の提供において視認性の確保を基本とし、表示すべき情報内容の整理を行ったうえで、最適な設置数や場所を選定するよう努めるとともに、地域や沿線、施設における周辺の景観と調和するような形状、素材、色彩等の工夫に努めること。

【配慮事項】

- a) 表示すべき情報や掲出内容の整理を行う。
- b) 標識柱のデザインはその存在感を極力低減することとし、出来るだけ必要最小限の設置とするとともに、共架や添架を図るなど、形態の洗練を検討する。
- c) 標識柱の色彩について、景観に配慮する必要がある場合には、道路景観を構成する色彩のなかで調和、埋没する範囲の色彩を選定する。
- d) 案内標識の支柱として、門型（車道上）、F型（車道張り出し型）、路側型などがあるが、特に門型、F型は車線上に張り出すため、シンプルで圧迫感のない目立たないデザインと色彩を用いる。
- e) 特に緑の多い環境や景観上配慮が必要な地域については、周辺の色彩との調和を図る。
- f) 公共広告物は、過剰な広告や奇抜な形態、色彩を避ける。
- g) 公共広告物は、形状、高さ、デザイン、設置位置等の統一化を図る。
- h) 自然素材や地場産材等を活用し、周辺の景観との調和を図る。
- i) 門型の案内標識については、支柱の道路横断方向の幅を極力狭めることとし、梁部材についても高さを低くおさえる。



【情報内容の整理】

標識板の表示内容が繁雑にならないよう、情報量を必要最小限とし、わかりやすく表示

(国道163号/津市)

※道路標識においては、道路標識令、道路標識設置基準等の関係法令等との整合を図るものとする。



【色彩】

周辺の景観と調和するよう、標識板の裏面および支柱の色彩をダークブラウン

(10YR2/1) とした
(国道 260 号/志摩市)



【形態・色彩】

同一路線のポケットパークの案内サインとして、表示内容の形式、色彩等を統一

(国道 260 号/志摩市)



【配置・位置】

複数の路線番号標識を照明灯に共架し、集約化

(主要地方道津芸濃大山田線/津市)



【形状・色彩】

敷地内の公共広告物の形状、色彩を統一
(県営サンアリーナ/伊勢市)



【形態・意匠】

世界遺産である熊野古道の要所に設置されている統一されたデザインの道標
(熊野古道／熊野市)



【形態・色彩】

電光表示板はスリムなものを選定し、支柱をダークブラウンとするとともに、複数の警戒標識を支柱に共架し、集約することで周辺の景観と調和するようにした。
(国道260号／南伊勢町)



【参考】

○「道路デザイン指針(案)」(国土交通省道路局)

第5 設計・施工時のデザイン

第5-10 道路附属物等の設計

○「景観に配慮した道路附属物ガイドライン」(道路のデザインに関する検討委員会)

第3 道路附属物のデザイン

第3-3 標識柱

第3-3-1 標識柱のデザイン方針

第3-3-2 標識柱の色彩選定

◆照明施設

照明施設は、利用者が道路や沿道の施設等を安全で快適に利用できることを基本とし、設置目的に応じた照度を確保するよう、最適な設置数や場所を選定するよう努めること。

また、沿道や周辺の自然や歴史・文化等の特性に配慮し、周辺の景観と調和するよう形状、色彩等の工夫に努めること。

【配慮事項】

- a) 照明施設は、周辺の標識、公共広告物、信号などとの配置関係を考慮しながら一定の配置で配列し、乱雑な印象を招かないようにする。
- b) 器具の色彩、形状などは、シンプルで目立たないものを用い、昼間の目障り感を抑える。
- c) 機能の異なる道路附属物等が無秩序に配置されると道路としての一体感が損なわれるため、配置検討は植栽や標識、歩道橋その他の道路附属物の配置計画と同時に行うことを基本とする。また、道路標識等と極力一体化し、煩雑になりがちな道路景観における構成要素を最小限とする。
- d) 照明については、過剰なデザインや色彩、装飾をつけないなど、全体がバランスのとれた形態とする。
- e) 周辺の自然や歴史・文化等の環境に特別な配慮を要するときには、ライトアップ等による夜間景観の向上についても考慮する。
- f) 夜間照明は、周辺の環境に配慮するため、過剰な光の散乱を防ぐことができる間接照明等を用いる。
- g) 歴史的まち並み等では温かみのある光源を利用し、夜間景観に趣を与える工夫をする。



【形態・意匠・色彩】

過剰なデザインや色彩を避けたシンプルなデザインの照明灯

(都市計画道路飯野十宮線／鈴鹿市)



【夜間照明】

照明施設の配置等において、橋下の海中生物に影響を与えないように配慮した結果、良好な夜間景観の演出にも貢献

(国道260号／志摩市)



【色彩】
 周辺の景観に調和したダークブラウン
 (10YR2/1) の道路照明施設



【色彩】
 周辺の道路附属物や建築物との調和に配
 慮した色彩を採用
 (主要地方道伊勢磯部線/伊勢市)



【色彩】
 無電柱化により、スリムになった街並み
 に対し、シンプルで目立たないものを使用
 (都市計画道路外宮度会橋線/伊勢市)

【参考】

- 「道路デザイン指針(案)」(国土交通省道路局)
 - 第5 設計・施工時のデザイン
 - 第5-10 道路附属物等の設計

- 「景観に配慮した道路附属物ガイドライン」(道路のデザインに関する検討委員会)
 - 第3章 道路附属物のデザイン
 - 3-2 照明柱

②施設別指針

◆道路

道路は、安全で快適な通行環境の確保を基本とし、沿道の景観を眺め、面的に広がる地域の景観を認識することができるよう、眺望の確保に配慮するとともに、周辺からの眺望にも配慮し、周辺の景観との調和や連続性の保持に努めること。

【配慮事項】

(ア) 路線の選定

- a) 路線を選定する場合、地域の環境や景観特性を把握し、貴重な景観資源の保全及び地域の社会環境、歴史的景観との調和に配慮する。
- b) 地方部の道路の線形計画では、滑らかな道路線形とするとともに、地形との調和において、長大な法面または大規模な擁壁が生じないようにする。
- c) 市街地の道路の線形計画では、沿道に立地する公共空間、公共施設、都市のシンボルとなる施設等地域の個性を特徴づける施設と道路の平面線形を考慮する。
- d) 地域の地形や土地利用との整合を図り、ランドマークの取り込みや水辺などの景観資源を積極的に活用した線形とするとともに、道路自体が良好な景観資源となるようにする。

(イ) 横断計画

- a) 道路の横断面の構成要素は、地域の環境や景観資源及び道路の性格に応じた構造とする。
- b) 地方部の道路の横断計画では、地形の改変等による景観への影響の低減、良好な道路環境の創出等を検討する。
- c) 市街地の道路の横断計画では、美しく快適な道路空間となるよう、求められる都市活動を考慮する。



【道路線形】

海岸地域の道路において、地形にあわせたカーブをとり入れ、自然地形に配慮した道路線形を選定

(国道 260 号 / 志摩市)



【道路線形】

ほ場整備計画との整合を図り、道路線形を選定

(国道 163 号 / 津市)

(ウ) トンネル及びロックシェッド

- a) トンネル、カルバート及びロックシェッドの坑口の形態は、材質、色彩、案内板、情報板、照明などに柔らかみのあるものを利用し、坑口周辺には地域植生に合わせた緑化を行い、走行上の違和感や不安感を少なくする。
- b) トンネル内部は明るい印象となるよう構造や内装材に配慮し、内部の閉塞感を緩和する。



【トンネル】

トンネル坑口の形状を、進入時の心理的抵抗感が小さく、構造物の露出が少ない形状とした

(宿浦第3トンネル／南伊勢町)

(エ) 交差点

- a) 交差点における標識、照明施設、信号機柱等については、周辺の景観と調和するよう可能な範囲において整理統合する。
- b) 交通島には、必要に応じて高木や花木の植栽などを行い、街角スポットとするなど潤いや憩いの場を演出する。

(オ) 立体交差点等

- a) 立体交差点（オーバースタック、アンダーパス）の斜路の擁壁や橋桁、橋脚、橋台などは、曲面処理を施したり壁面に表情をもたせるなど景観に配慮した形状や表面処理とする。
- b) 歩道橋は、派手な色彩を避け、ツートン等複数色用いるなど威圧感をなくし、地域の特性に応じYR系などの周辺に馴染みやすい色相と明度で、彩度は2以下の低いものから選定する。なお、新設歩道橋でデザインを周辺に配慮して、個別検討する場合はこの限りでない。
- c) 地下横断歩道の出入口部は、他の構造物や附属物との一体的な整備を行い、周辺の環境に配慮し、内部は暗さや威圧感がないよう内装や照明を工夫する。



【トンネル（情報板）】

トンネル坑口の道路情報板の色彩を背景の山並みとの調和に配慮し、ダークブラウン（10YR2/1）を採用

(新長野トンネル／伊賀市)

(カ) 道路休憩施設

- a) 沿道の景観ポイントとなる地点や余裕地がある場合は、ポケットパークなどとして緑化による修景等、歩行者、ドライバーにとって憩いの空間を創出する。

(キ) 道路緑化

- a) 可能な区間において、連続した植樹帯を設け緑化を図り、中央分離帯や交通島においても

できる限り緑化する。

- b) 街路樹は、街路の性格を引き立て、強調するものとしてデザインし、配置、植栽形式、樹種に配慮する。
- c) 樹姿または樹勢の優れた樹木のある場合は、できる限り保存または移植によって修景に活かす。
- d) 樹種の選定にあたっては、樹木等の生長を見越し、選定、枝打ち、草刈り等の維持管理の容易性に配慮する。

(ク) 道路占用物

- a) 電柱、電線類等については、安全で快適な歩行空間の確保、都市景観の向上等から、計画的に無電柱化を進める。
- b) ベンチ、花壇、サイン等のストリートファニチャーは、配置、形態、意匠および色彩について、周辺の景観との調和を図る。



【交差点】

信号柱の塗装を周囲の建物の色相と同じYR系とし、必要以上に目立たないように明度と彩度を下げたダークブラウンに統一し、周辺の景観との調和に配慮している。
(都市計画道路相川小戸木橋線/津市)



【高架橋（立体交差点等）】

高架橋の橋脚に曲線を用いた形状を採用し、威圧感を軽減している。
排水管も横引きをなくし、橋脚形状に合わせる工夫をしている。
(亀山大橋/亀山市)



【横断歩道橋（立体交差点等）】

横断歩道橋の塗装において、色相を周囲に馴染みやすいYR系としたうえで、橋桁の明度をやや高く、手摺りや橋脚の明度を下げることで、すっきり見せる工夫をしている。
(主要地方道亀山白山線/亀山市)



【地下道（立体交差点等）】

地下通路の出入口において、内宮のまちなみゆりの雰囲気演出
(主要地方道伊勢磯部線/伊勢市)



【道路停車帯】

文化的景観である棚田を眺望できる見晴らし台としての機能も有する道路停車帯を整備

(主要地方道熊野矢ノ川線／熊野市)



【道路休憩施設】

ポケットパークを整備し、歩行者やドライバーに憩いの空間を創出

(国道 167 号／志摩市)



【道路緑化】

歩車道境界部の施設帯において、低木による植栽を行い、潤いを演出

(国道 260 号／志摩市)



【道路緑化】

連続した植樹帯の設置および中央分離帯における植栽により、潤いを演出

(主要地方道津芸濃大山田線／津市)



【道路占用物】

無電柱化の実施により、安全で快適な歩行空間を確保

(国道 163 号／津市)



【道路占用物】

電線類地中化のための電気設備について、周辺の景観との調和が図れるよう、色彩に配慮

(都市計画道路外宮度会橋線／伊勢市)

【参考】

○「道路デザイン指針（案）」(国土交通省道路局)

第4 構想・計画時のデザイン

- 4-1 道路デザイン方針の設定
- 4-2 構想・計画時における道路デザインの重要性
- 4-3 地方部の道路の計画
- 4-4 市街地の道路の計画
- 4-5 道路空間の再構築
- 4-6 現道拡幅の際の考え方
- 4-7 他事業との連携

第5 設計・施工時のデザイン

- 5-3-5 横断歩道橋・跨道橋等の設計
- 5-4 トンネル・覆道等の設計
- 5-5 車道・歩道及び分離帯の設計
- 5-6 ユニバーサルデザイン
- 5-7 交差点等の設計
- 5-8 休憩ポイントの設計
- 5-9 環境施設帯の設計
- 5-1 1 植栽の設計

◆その他道路附属物

道路附属物は、安全で円滑な交通の確保を基本とし、代替策も含めて必要性を十分に検討のうえ、設置する場合は、それ自体が道路景観の中で目立たず、周辺の景観と調和し、風景の一部として違和感なく存在するよう形状、素材、色彩等の工夫に努めること。

【配慮事項】

(ア) 共通

- a) 道路附属物は別途定められている各種設置基準等により安全で円滑な交通を確保することを前提とする。また、交通安全施設は景観と安全性との両立を図った質の高いデザインとすること。
- b) 道路交通の安全確保の観点で、必ずしも道路附属物等としての機能を求められない場所には、道路附属物等を設置しないことを基本とする。
- c) 道路空間をすっきりさせ、景観の向上を目指すために、施設の集約化の検討を行う。
- d) 近接する他の道路構造物等との調和、外部景観との調和を図る。



【視線誘導標】

周辺の景観に配慮して、ダークブラウンの支柱を用いたものを使用。

(一般県道鶴殿熊野線／紀宝町)

(イ) 遮音壁

- a) 遮音壁の設置規模が必要最低限となるよう、道路本体の線形・構造を工夫する。
- b) 一定区間において遮音壁の形状、色彩の統一を図る。
- c) 遮音壁始末端部のすりつけ、透光板の採用等により、形状の洗練を図るとともに、遮音壁の存在感、圧迫感を軽減する。

(ウ) 落下物防止柵

- a) シンプルで透過性の高い形状とし、落下物防止柵の存在感を軽減する。
- b) 壁高欄に設置する場合は、ボルト類等が外部に露出すると、外部景観が煩雑な印象となるため、壁高欄の天端に支柱を設置する。

(エ) バス停上屋

- a) シンプルで無駄のない構成を基本とし、色彩は周辺の景観との調和を図る。
- b) 壁面のみならず、屋根等の素材についても圧迫感の軽減を図り、透明感のあるものにするなど、できる限り軽快で解放感が感じられるものとする。

(オ) 視線誘導標

- a) 法定表示・反射材等の視認性を優先させることを基本とし、色彩は法定表示等と競合することのない彩度に抑える。
- b) 耐久性の高い製品の選定に加え、破損時の部品調達や修繕、交換が、早急に対応できる製品を選定する。
- c) 短い区間や道路の両側などで、異なる形状や色彩となる製品が混在しないようにする。

(オ-①) デリニエーター

- a) 支柱の色彩は、景観配慮が必要な場合、グレーベージュ（10YR6.0/1.0）や、亜鉛めっき仕上げに近い色彩であるオフグレー（5Y7.0/0.5）の採用を検討する。

(オ-②) ラバーポール

- a) 彩度の高いラバーポールを多用することは避けることとし、設置目的により、低彩度の製品を選定する。

(オ-③) 線形誘導標

- a) 目的に応じて、低彩度で防護柵のトップビームから突出しない製品を選定し、ガードパイプの色彩と統一感のあるものを採用する。
b) 線形誘導標を同一区間に多数取り付ける場合は、サイズを小さくするか、線形の視認に必要な十分な設置間隔として設置数を減らすなどの工夫を行う。
c) 矢印の線形誘導標を使用する場合、盤面の色彩については、防護柵などの周辺の道路附属物と同じ色彩とする。矢印の色は、なるべく彩度の低い色彩や白色を用いることが望ましい。

(カ) 立入防止柵

- a) 形状は、縦柵などのシンプルなものとする。
b) 彩度の高い色彩は避ける。

(キ) 道路反射鏡

- a) 安全面を十分確認のうえ、道路反射鏡の取付枠やフード等に橙色を用いる場合、必要以上に目立たないよう彩度の低い色彩を検討する（例：10YR7.0/6.0程度）。また、支柱は周辺の道路附属物等とのバランスを踏まえ、グレーベージュ（10YR6.0/1.0）やオフグレー（5YR7.0/0.5）、亜鉛めっき仕上げ等を検討する。
b) 鏡面の取付枠の背面の色彩は、支柱と同色か、またはグレーベージュ（10YR6.0/1.0）、オフグレー（5Y7.0/0.5）、亜鉛めっき仕上げ等の必要以上に目立たない色彩とする。

【参考】

○「道路デザイン指針（案）」（国土交通省道路局）

- 第5 設計・施工時のデザイン
5-10 道路附属物等の設計

○「景観に配慮した道路附属物ガイドライン」（道路のデザインに関する検討委員会）

- 第3章 道路附属物のデザイン
3-5 その他の道路附属物等

○「中部地方整備局公共事業における色彩・デザイン指針（第1版）」（中部地方整備局景観アドバイザー会議）

- 第3章 新設・改築における色彩・デザイン指針
4 構造物別色彩検討の留意点
4-1 道路構造物
(5) 道路附属物
(6) 占用物

- 景観形成ガイドライン「都市整備に関する事業」(案) 第三編(国土交通省都市・地域整備局)
 - 第3章 街路事業
 - 3-1 街路の景観設計の基本的な考え方
 - 3-2 街路の景観設計の進め方

- 「景観に配慮した道路附属物ガイドライン」(道路のデザインに関する検討委員会)
 - 第3章道路附属物のデザイン
 - 3-4 歩道橋

- 「中部地方整備局公共事業における色彩・デザイン指針(第1版)」(中部地方整備局景観アドバイザー会議)
 - 第2章 未来を拓く中部の景観づくり「実践編」
 - 付録2 景観形成ガイドラインの概要
 - 第3章 新設・改築における色彩・デザイン指針
 - 4 構造物別色彩検討の留意点
 - 4-1 道路構造物

◆橋梁

橋梁は、構造上の安定性や耐久性等を確保するとともに、道路機能として、安全で円滑な通行環境の確保を基本とし、水上等特異な環境で独立した存在として認識されやすく、橋梁自体の美しさが求められるものであることから、機能的・構造的必然性を重視するとともに、過度な装飾を避け、周辺の景観と調和するような形状、色彩等の工夫に努めること。

また、都市部等における高架橋は、特に沿道周辺の住民や歩行者等に与える圧迫感を緩和させ、周辺の景観と調和させるよう努めること。

なお、地域において特別な配慮が求められる場合には、周辺の景観との調和について十分な検討に努めること。

【配慮事項】

(ア) 橋梁本体

- a) 橋梁の形式によっては、周辺の景観に大きな影響を与えることから、周辺の景観との調和がとれるよう色彩等を検討する。
- b) 橋梁形式の選定にあたっては、過度な装飾を避け、シンプルなデザインを基本とする。また、地形条件や経済性などの他、主たる架橋目的の範囲内において橋梁形式の有する形態的特徴、架橋地点での景観などについても配慮する。
- c) 橋上からの眺望が優れ、有効な利用が考えられる場合は、主たる架橋目的の範囲内において歩行者に快適な空間となるよう検討する。
- d) 橋梁に塗装処理を行う場合、架設される周辺環境に配慮し、周辺の自然やまち並み等との調和に配慮した色彩を基本とする。



【橋梁本体】

英虞湾において、支間長や構造的性を考慮し、ニールセンローゼ橋を採用した結果、地域のランドマーク的な役割も持つことになった

(志摩大橋／志摩市)

(イ) 橋梁付属物

- a) 高欄、親柱、照明灯等の橋梁付属物の形態、意匠、素材および色彩は経済性や維持管理の容易性を損なわない範囲において、道路や河川からの遠景と橋上等からの近景の両方の視点から橋梁本体と調和させる。

(ウ) 高架橋

- a) 市街地における高架橋のデザインについては、経済性や構造的性、維持管理の容易性や耐久性

を損なわない範囲において、桁等がスリムに見えるよう工夫するなど周辺の景観と調和させる。

- b) 高架橋の橋脚部分の緑化、小公園化や、あげ裏・橋桁の被覆化などの様々な部分の修景を行う場合は、周辺地域からの眺望を阻害することがなく、また周辺の景観との調和を損なわないようなものを採用するなど工夫する。



【橋梁本体】

橋上からの眺望が楽しめるよう、バルコニーを設置
(塔世橋／津市)

(工) 橋詰

- a) 橋梁取付部に残地が生じる場合は、周辺の景観との調和を損なわないよう、橋梁本体と一体的なものとする。



【橋梁本体】

架設される場所の周辺の景観に調和するよう、色相をYRとし、明度と彩度を下げた色彩とした
(五月橋／伊賀市)



【橋梁付属物】

照明灯の形態をシンプルなものとするとともに、色彩を高欄と同じダークブラウンに統一
(雲出橋／津市)





【高架橋】

桁裏をシンプルな形態にすることにより、周辺の景観に対する違和感を軽減
(富田山城高架橋/四日海市)



【高架橋】

橋脚と一体となった配水管の配置により、すっきりとさせた
(亀山大橋/亀山市)



【橋詰】

都市部の橋梁において、橋詰のスペースを緑化するとともに、歩行者のたまり場を設け、ゆとりの空間を演出
(塔世橋/津市)



【橋詰】

橋詰のスペースを広場とするとともに、修景を行うことにより、憩いの場を確保
(雲出橋/津市)

【参考】

○「道路デザイン指針(案)」(国土交通省道路局)

第5 設計・施工時のデザイン

5-3 橋梁・高架橋の設計

○景観形成ガイドライン「都市整備に関する事業」(案) 第三編(国土交通省都市・地域整備局)

第3章 街路事業

3-2 街路の景観設計の進め方

3-2-3 設計、施工時における配慮事項

⑤ 高架橋

○「中部地方整備局公共事業における色彩・デザイン指針（第1版）」（中部地方整備局景観アドバイザー会議）

第3章 新設・改築における色彩・デザイン指針

4 構造物別色彩検討の留意点

4-1 道路構造物

(1) 橋梁

◆公園、緑地

公園、緑地は、日常の憩いの場、防災、自然生態系の保全など多様な機能・目的の確保を基本とし、地域の自然や歴史・文化、周辺の景観との調和や連続性に配慮するよう努めること。

また、地域の緑の核として、地域の特性や四季の変化を活かしながら、時間の経過とともに風格と味わいが増すような豊かな緑の創出や、既に良好な景観を形成している樹木などの保全に努めること。

【配慮事項】

(ア) 公園・緑地等全般

- a) 地域の歴史・文化的資産の保存、活用や地域特性に応じた個性の創出などにより、地域に親しまれる個性豊かな空間となるよう工夫する。
- b) 水と緑の積極的な活用や効果的な組み合わせにより、潤いのある景観を創出する。
- c) 公園内を流下する小河川の親水性を高めるとともに、景観要素として効果的に活かす。
- d) 公園等の周囲にある道路、河川等の公共施設との連続性に配慮し、開放感のある開かれた空間を形成する。



【公園・緑地等全般】

小河川の親水性を高めるとともに、景観要素として活用

(鈴鹿青少年の森公園／鈴鹿市)

(イ) 緑化

- a) 地域の個性を生かした植栽を行い、できる限り自然植生とする。
- b) 地域の花木による季節感の演出など、四季の季節感を演出する樹種や草花の植栽とする。
- c) 公園と周辺地域が緑のネットワークで結ばれるよう公園の周縁部にも、十分な植栽を行う。



【緑化】

季節の彩りを演出する樹木等を整備

(鈴鹿青少年の森公園／鈴鹿市)

(ウ) 公園施設等

- a) 景観に影響を与える表層材については、できる限り自然素材及び地場産材などを用いながら、周辺の景観との調和を図る。
- b) 公園・緑地内及び沿道などに、彫刻作品等の造形物を設置することにより、周辺の景観に潤いを持たせる。ただし、過剰なデザインや色彩、付加的な装飾を避け周辺の景観との調和を図る。

(工) 建築物等

a) 公園や緑地内の建築物や施設等は、素材や色彩等を工夫し、周辺の景観との調和を図る。



【緑化】

公園施設までのアプローチ道路を緑化することにより、緑地部分の連続性を創出
(大仏山公園／伊勢市、明和町、玉城町)



【公園施設等】

市民の会によるワークショップでまとめられた意見を反映し、整備されたケヤキのシンボルツリー
(鈴の森公園／松阪市)



【建築物等】

ダークブラウンの色彩の建築物により、周辺の景観に配慮
(鈴鹿青少年の森公園／鈴鹿市)

【参考】

○景観形成ガイドライン「都市整備に関する事業」(案) 第三編(国土交通省都市・地域整備局)

第4章 都市公園事業

4-2 都市公園事業における景観形成の5つの視点

4-4 各事業段階での検討項目と配慮事項

◆河川

河川は、治水・利水の充実と河川環境の保全・復元を基本とし、自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和に努めるとともに、本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するよう努めること。

また、護岸や水門・樋門等の河川内の工作物にあっては、水理特性、背後地の地形・地質、土地利用などを十分に踏まえ、地域の歴史・文化、周辺の景観と調和した配置、形状等の工夫に努めること。

【配慮事項】

(ア) 河道

- a) 瀬、淵、河畔林など、現在良好な河川景観が見られるところについては、できる限りその景観を保全する。



【河道】

瀬・淵などがあり、自然が感じられ、落ち着いた景観
(銚子川／紀北町)

(イ) 護岸

- a) 護岸は、多自然川づくりに配慮した護岸を基本とし、流速があまり速くなく、高水敷の幅が広い場合には覆土工法を採用し、緩傾斜法面を形成することによって、自然河岸の再生を図る。
- b) 使用材料は、できる限り自然のものを使用すると共に、現地で発生する石材等が再利用できるように考慮する。
- c) コンクリート護岸では、環境配慮型のコンクリートブロックや自然石的な化粧型枠の利用など、できる限り表面処理を工夫し、周辺の景観との調和を図る。
- d) コンクリートブロック護岸では、環境保全型ブロック、魚巣ブロックを使用するなど、周辺の自然環境における植生、生態系を保全するような護岸とする。



【護岸】

護岸整備において、人工構造物が目立たないように寄せ石を施工
(名張川／名張市)

(ウ) 堤防・高水敷

- a) 高水敷では、親水広場や公園・緑地として整備するなど、人々が集まり、楽しむことができるよう親水性の向上を図る。
- b) 堤防・高水敷では、治水上支障がない範囲において、できる限り緑化を図り、道路から「河川との一体的な眺め」が楽しめるようにする。

(工) 水門・樋門及び排水機場等

- a) 水門・樋門及び排水機場等の形態、意匠、素材及び色彩については地域の特性に配慮するとともに、周辺の景観と調和するようにする。また、排水機場の敷地内においては、可能な限り緑化を図る。
- b) 樋門等の函体、面壁、袖壁部の構造体は、堤体や護岸の連続性を妨げるため、基本的に両者の表面仕上げに共通性を持たせる。
- c) 排水機場等においては、構造物本体が河川に対して横断方向に建設されることが多く、景観に与える影響が大きいため、落ち着いた色彩を基本とし、周辺の景観の色彩をふまえて調和を図る。
- d) 鉄製の門扉は、周囲の構造物の色彩との調和を図り、高彩度の色彩を用いないようにする。



【護岸】

自然石護岸を採用し、周辺の景観との調和に配慮 (五十鈴川/伊勢市)



【護岸】

環境保全型ブロックによるコンクリート護岸の整備 (木津川/伊賀市)



【護岸】

伊勢神宮への裏参道だったとも云われる「とび石」の景観を保全するため、崩積により護岸を整備 (五十鈴川/伊勢市)



【護岸】

親水性を考慮した階段護岸を設置するとともに、生物に配慮し魚巣ブロックを使用 (桧山路川/南伊勢町)



【堤防・高水敷】

高水敷に緑化を行い、潤いを演出
(三滝川/四日市市)



【堤防】

覆土工法であるブロックマット工法を採用し、緑化による自然の再生を図った
(椋川/亀山市)



【頭首工(水門・樋門および排水機場等)】

周辺の景観との調和に配慮し、頭首工の素材に自然石を採用
(雲出川/津市)



【樋門(水門・樋門および排水機場等)】

樋門の建設において、護岸との連続性を妨げない構造とした
(大堀川/伊勢市)

【参考】

- 河川景観ガイドライン「河川景観の形成と保全の考え方」(国土交通省河川局)
 - 7章 骨格のデザイン
 - 8章 場のデザイン
- 「美しい山河を守る災害復旧基本方針」(国土交通省水管理国土保全局)
 - 2. 1 基本的な考え方
 - 2. 4 河川・環境特性及び被災原因の把握等
 - 2. 4. 3 河川環境の把握
 - 2. 4. 4 周辺環境の把握と重点箇所の判定
- 「中部地方整備局公共事業における色彩・デザイン指針(第1版)」(中部地方整備局 景観アドバイザー会議)
 - 第3章 新設・改築における色彩・デザイン指針
 - 4 構造物別色彩検討の留意点
 - 4-2 河川等構造物

◆ダム

ダムは、治水や利水の機能の確保を基本とし、広く流域の住民の生活や建設される地域の景観にも大きな影響を与えることから、あらかじめ景観資源の位置及び分布状況を把握し、眺望景観への配慮に努めること。

【配慮事項】

(ア) 位置及び形式

- a) 位置、形式は、できる限り、自然景観への影響が少なくなるようにする。

(イ) ダム本体及び周辺構造物

- a) 堤体は、できるだけシンプルな形状として、ダムの構造美を引き立たせる。
b) 管理棟、取水設備、高欄、照明設備などは、ダム本体と調和する意匠や素材、色彩などとする。

(ウ) 周辺の緑化

- a) 大規模構造物の施工の際、発生した法面については、できる限り緑化を行い、周辺の景観との調和を図る。
b) 緑と親水空間の創設のため、ダム周辺の余地などには、周辺の景観と調和のとれた植栽や公園・広場などを整備する。

(エ) 周辺施設

- a) ダムに関連する施設や道路などの表層の材質については、コンクリート、アスファルト以外に、地域から産出された石材、木材などの自然素材をできる限り活用していく。
b) ダムに付属する付け替え道路の建設にあたっては、地形の改変を最小限にするとともに、法面や擁壁を用いる場合は、周辺の自然景観と調和する素材や色彩等とする。



【ダム本体及び周辺構造物】

シンプルな形状のダムとし、ダムの構造美を引き立たせている

(君ヶ野ダム／津市)



【周辺の緑化】

ダム周辺の法面の緑化により、周辺の自然地形と調和

(君ヶ野ダム／津市)



【周辺の緑化】

ダムサイト周辺に公園を整備し、憩いの空間を演出

(君ヶ野ダム/津市)



【周辺の緑化】

ダムサイト周辺に植栽し、潤いの空間を演出

(安濃ダム/津市)

○「中部地方整備局公共事業における色彩・デザイン指針（第1版）」（中部地方整備局景観アドバイザー会議）

第3章 新設・改築における色彩・デザイン指針

4 構造物別色彩検討の留意点

4-2 河川等構造物

(3) ダム

◆砂防、急傾斜地、地すべり、治山

砂防、急傾斜地、地すべりや治山関連の事業は、土砂災害等から生命や財産を守るといった防災機能の確保を基本とし、生態系を含めた自然環境に配慮するとともに、時間の経過とともに周辺の景観に馴染む形状、素材等の工夫に努めること。

【配慮事項】

(ア) 砂防えん堤等（形状及び構造）

- a) 形状及び構造は、自然景観、生態系の保全を念頭におき、積極的に周辺の景観と調和する形状及び構造とする。
- b) 砂防えん堤は、コンクリート構造が主となるため、現地産の石を利用するなど表面に変化をもたせ、周辺の景観との調和を図る。



【砂防えん堤等（形状及び構造）】

コンクリートによる砂防えん堤において、残存化粧型枠を用いることにより、表面に変化をもたせ、周辺の景観との調和に配慮
(向井谷支川／紀北町)

(イ) 砂防えん堤等（配置及び規模）

- a) 施設配置や規模の工夫により、樹木・岩を残存させるなど、景観資源の改変をできる限り回避・抑制する。

(ウ) 砂防えん堤等（周辺施設）

- a) 砂防えん堤に付属する付け替え道路の建設にあたっては、地形の改変を最小限にするとともに、法面工や擁壁工を用いる場合は、周辺の自然景観と調和する素材や色彩とする。



【砂防えん堤等（形状及び構造）】

自然景観、生態系に配慮し、間伐材を取り入れた治山えん堤を整備
(松阪市)

(エ) 渓流保全工

- a) 渓流保全工を施工する現場においては、できる限り現地産の石を利用した護岸とする。
- b) 周辺に市民のレクリエーション施設などがある場合は、利用方法や管理方法を検討したうえで親水性を図る。
- c) 必要に応じて地域の生態系に配慮した、魚道、魚巢などを設ける。

(オ) 急傾斜地崩壊防止施設等（山腹工含む）

- a) 急傾斜地崩壊防止施設を設置する場合は、表面処理において化粧型枠を使用するとともに法枠内の緑化などを行い、周辺の景観との調和を図る。
- b) 擁壁工、法枠工においては、周辺の景観に調

和する工種の選定や、地形改変をできる限り抑えた配置、規模とする。

c) 法面工においては、可能な限り緑化工法を検討することとし、その場合には在来種を用いる。



【流路工等（溪流保全工）】

緩傾斜護岸による流路工の整備により、親水性に配慮

（庄司谷川／松阪市）



【流路工等（溪流保全工）】

流路工と公園を一体的に整備し、親水性を創出

（庄司谷川／松阪市）



約10年
経過後

【治山工事における山腹工等】

山腹基礎工において、自然景観、生態系に配慮し、木製土留工を採用。

（伊賀市）



【急傾斜地崩壊防止施設等】

吹付法枠工において、法枠内を緑化し、周辺の景観との調和に配慮

（上野1地区／桑名市）

【参考】

○「砂防関係事業における景観形成ガイドライン」（国土交通省砂防部）

第2章 砂防関係事業における景観形成の進め方

1. 景観形成の配慮事項

1. 3設計段階

- 「中部地方整備局公共事業における色彩・デザイン指針（第1版）」
 - （中部地方整備局景観アドバイザー会議）
 - 第3章 新設・改築における色彩・デザイン指針
 - 4 構造物別色彩検討の留意点
 - 4-2 河川等構造物
 - （2）砂防

◆港湾・漁港

港湾・漁港は、物流や交通といった多様な機能の確保を基本とし、構成する地形等の自然条件、歴史とともに、背後の都市や集落の発展、人々の生活と深い関わりを持つ重要な空間であることから、それらの特徴や特性に調和した配置、規模、形状等に努めること。

また、施設や構造物が、周辺からの水面や船舶、橋梁等への眺めを阻害したり、対岸から陸域を眺めたときに見られる印象的な山や山並みの景観を阻害しないような配置、規模、形状等の工夫に努めること。

【配慮事項】

(ア) 港湾・漁港施設

- a) 人々が自由に散策するなど、親水性の高い施設を港湾・漁港の空間の中に創出する。
- b) 施設の形態、形状や色彩に統一感をもたせ、周辺の自然景観やまち並みとの調和を図る。

(イ) 港内建築物

- a) 港内の建築物については、地域の特性を踏まえ、意匠、形態、色彩等に配慮し、港の景観との調和を図る。

(ウ) 港内緑化等

- a) 港湾・漁港区域内にオープンスペースを確保し、緑化を推進する。
- b) 安全面に配慮した上で、海とふれあい、やすらぎと親しみのある公園、緑地の整備を図る。
- c) 様々な視点場からの眺めを楽しむことができるよう、眺望のための施設の整備を図る。



【港湾・漁港施設】

浚渫工事等で発生した島内自然石を方塊ブロックに埋め込み、周辺の景観に配慮
(答志漁港／鳥羽市)



【港湾・漁港施設】

周辺の景観に調和するよう、防護柵や照明灯の色彩を統一
(鳥羽港／鳥羽市)



【港湾・漁港施設】

港の景観に調和するよう、シェルターの
意匠、色彩等に配慮

(鳥羽港／鳥羽市)



【港湾・漁港施設】

周辺の景観との調和に配慮しつつ、港湾
らしさを主張した防護柵を整備

(白子港／鈴鹿市)



【港内緑化】

眺望を楽しむためのオープンスペースを
整備するとともに、緑化に配慮

(津松阪港／津市)

【参考】

○「港湾景観形成ガイドライン」(国土交通省港湾局)

4. 港湾景観の形成方法

○「中部地方整備局公共事業における色彩・デザイン指針(第1版)」

(中部地方整備局景観アドバイザー会議)

第3章 新設・改築における色彩・デザイン指針

4 構造物別色彩検討の留意点

4-3 港湾構造物

◆海岸

海岸は、防護面・環境面・利用面の充実を図ることを基本とし、周辺の景観特性を踏まえ、求められる機能を総合的に勘案し、背後や隣接する地域を含めた一体的な景観形成に努めること。

また、地域の景観を特徴付ける地形地物が、整備によって失われたり、周辺からの眺めが阻害されたりしないように配慮するとともに、それら地形地物を、当該海岸の景観の魅力として活用できるよう工夫に努めること。

【配慮事項】

(ア) 堤防・護岸

- a) 堤防は、人々が豊かな自然に触れることができるよう、自然石などを用いる。
- b) 護岸等の構造物は、海岸景観に圧迫感や違和感を与えないよう構造、形態、素材や色彩に配慮し、周辺の景観との調和を図る。
- c) 人々が憩うところでは、海と親しむ護岸とし、できる限り階段や緩勾配の親水護岸とするとともに、海浜遊歩道等の整備を図る。



【堤防・護岸】

有識者による「運営委員会」とともに、この場所にふさわしい材質、工法の検討をおこない、自然石を用いた「崩れ積」により、周辺の景観との調和を図った。

(宇治山田港海岸／伊勢市)

(イ) 離岸堤・突堤

- a) 離岸堤の設置が必要とされる場合は、設計条件、施工条件、経済性との整合を図りつつ、構造形式の検討、天端高の抑制策等の配慮を行う。また、潜堤や養浜などを組み合わせた面的防護方法など、できる限り良好な景観を確保できる方法を選定する。
- b) 突堤の設計においては、構造物の天端高や形状、素材に留意するとともに、これらの保全施設と砂浜や水面が滑らかにすり付くようにする。



【堤防・護岸】

海水浴場として利用される海岸保全施設において、着色コンクリート舗装・植栽等を整備

(五ヶ所港海岸／南伊勢町)

(ウ) 海浜

- a) 水際だけでなく、背後地や隣接地域の土地利用や空間特性との整合を図り、一体となった整備を図る。
- b) 自然海浜は、海浜だけでなく、その周辺の緑や自然石群などを含めた地域をできるだけ残すようにする。また、人工海浜は、周辺地域における自然景観や歴史、植生、素材、色彩などに配慮して整備していく。

c) 海岸景観を楽しむための視点場の確保など、海を眺められる場所を整備する。

(工) 緑化

a) 安全上支障がないと認められる余裕地や堤防などの法面などは、できる限り植栽による緑化を図り、地域住民にとって潤いのある空間を創出する。

(オ) 附帯施設

a) 階段やスロープ、手摺り等の附帯施設は、周辺の景観や隣接する施設、構造物との関連性を考慮した、配置、形状、素材、色彩等とする。



【離岸堤・突堤】
自然石を用いた突堤を整備し、自然景観との調和に配慮
(宇治山田港海岸／伊勢市)



【離岸堤・突堤】
潜堤（人工リーフ）を採用することにより、安全性を確保するとともに、良好な景観を確保
(阿田和地区海岸／御浜町)



【離岸堤・突堤】
自然石を用いた穏やかな曲線の突堤と海浜遊歩道により、潤いのある空間を創出
(的矢港海岸／鳥羽市)



【護岸・養浜】
夫婦岩を訪れる人の利用や景観に配慮した、階段式護岸・突堤・養浜を組み合わせた海岸整備 (二見地区海岸／伊勢市)

【参考】

- 「海岸景観形成ガイドライン」(国土交通省河川局・港湾局、農林水産省農村振興局・水産庁)

実践編 3. 設計段階

- 3. 1 海浜(砂浜、れき浜、磯浜、干潟等)
- 3. 2 汀線
- 3. 3 海岸堤防・護岸
- 3. 4 離岸堤
- 3. 5 突堤・ヘッドランド
- 3. 6 海岸林・緑地・植栽
- 3. 7 その他の施設

◆農業農村

農地等の整備については、農作物の安定生産に向けた基盤づくりおよび生産性の向上等を図ることを基本とし、農村景観を形成している農地やその周辺の緑は可能な限り保全するとともに、農道や用排水路等の新設・改良の際は、周辺の景観と調和するよう配慮に努めること。

また、里山や棚田等の優れた景観や、農村独自の歴史・文化を感じさせる農業水利施設等は、保全・活用に努めること。

なお、建物や施設等の色彩や構造は、農村景観に馴染むものを選定するよう努めること。

【配慮事項】

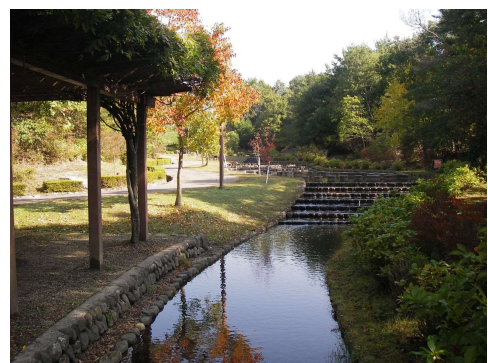
(ア) 農地

- a) 農地等の広がりのある景観を保全するため、景観の阻害となるような構造物の無秩序な整備の防止などにより、視認性を確保する。
- b) 生物のネットワークの保全、形成に配慮し、緑地、水辺空間の整備を検討する。
- c) 広がりをもった農村景観の中で、自分の位置が特定できる指標物でもある独立樹木などを保全することで、眺望を確保する。
- d) 地形に沿った土地利用により、地域景観に落ち着きと安定感を創出する。
- e) 農道沿いに残る余裕地（遊び）により、農村空間に安らぎを確保するよう工夫する。
- f) 集落道において利用形態を考慮し、必要最低限の整備を行い、自然、景観との調和を図る。
- g) 農村独自の歴史、文化を感じさせる遺構、水利施設などを補修し、地域の歴史性、文化性を保全する。
- h) 地域のシンボルである山の視認性を確保することにより、原風景等の保全を図る。
- i) 景観の優れた棚田や段々畑などがある地域では、景観に馴染むよう農道、水路を配置する。
- j) 自然素材などの活用により、周辺の景観との調和や親水性を図る。



【農地】

地区住民が棚田保存会を結成し、地区外の住民と農作業を通じて交流することで営農を継続し、広がりのある棚田の文化的な景観が保全されている
(熊野市)



【農業公園（農地）】

地域用水機能の増進とともに、親水性に配慮し、憩いの場を提供
(伊賀市)

k) コンクリートなどの人工物を用いる場合は、
表面処理の工夫や環境保全型ブロック等を用
いるなど、自然的な要素を加える。

※農道・林道の整備については、施設別指針
の道路の項等を参照



【農業公園（農地）】

活性化施設の外壁や四阿（あずまや）等
において、県内産材を使用するとともに、転
落防止柵や舗装等の色彩において、周辺
の景観との調和を図るよう配慮
（熊野市）



【ため池（農地）】

コンクリートブロックの表面処理を工夫し
た護岸や、周囲の木々の色彩と調和するよ
うダークブラウンの防護柵によるため池の
整備 （津市）



【水路（農地）】

ほ場整備における水路工において、法面を緑化し、周辺の景観との調和に配慮
(津市)



【頭首工（農地）】

頭首工の施工にあたり、自然石風の化粧型枠を使用することにより、周辺の景観との調和に配慮
(雲出川/津市)

【参考】

○「農業農村整備事業における景観配慮の手引き」(農林水産省農村振興局)

第6章 計画

6. 1 計画の進め方

6. 2 基本構想

第7章 設計、施工及び維持管理

7. 1 設計の進め方

7. 2 景観設計

7. 3 景観設計案の比較検討と最終案への合意形成

◆公共建築物

公共サービス施設、学校施設、供給処理施設などの公共建築物は、地域生活と深いかかわりを持ち、多数の人々が訪れ利用する場であることから、安全性・機能性・利便性等の確保を基本とし、自然や歴史・文化、周辺の景観と調和するような配置、規模、形状、素材、色彩、緑化等の工夫に努めること。

【配慮事項】

○基本的事項

- a) 地域の個性及び特性を尊重し、周辺の景観と調和させる。
- b) 事業地を選定するときは、地域の景観を損なうことのないよう、かつ、主要な視点場からの眺望の妨げとならないようにする。
- c) 事業地内に複数の建築物、工作物等を設ける場合には、全体的にまとまりがあるようにする。

○個別的事項

(ア) 配置及び規模

- a) 周辺の景観との調和に配慮した配置及び規模とする。
- b) 主要な視点場からの眺望を妨げない配置及び規模とする。
- c) 山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないよう、尾根からできるだけ低い配置及び規模とする。
- d) 計画地の周辺に山林等樹木が多くある場合は、できる限り周辺の樹木の高さ以内にとどめる。
- e) 計画地がまとまりのある農地、歴史的まち並みや集落、文化財、地域のシンボル等の景観資産に近接する場合は、その保全に配慮した配置及び規模とする。
- f) 歴史的まち並みや集落、街路景観の整っている地域にあっては、隣地や周辺との連続性に配慮した配置とする。
- g) 道路、公園等の公共の場所に接する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせない配置及び規模とする。



【形態及び外観】

屋上の設備を飾り屋根で覆い、建築物に取り込むよう配慮

(鈴鹿警察署／鈴鹿市)



【色彩】

外壁の色彩において、自然の色を採用し、壁面全体に濃淡の変化を採用

(斎宮歴史博物館／明和町)

(イ) 形態及び外観

- a) 周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態及び外観とする。
- b) 主要な視点場からの眺望を妨げることのないよう形態及び外観を工夫する。
- c) 外壁又は屋上に設ける設備は、露出させないようにし、建築物本体及び周辺の景観との調和を図る。やむを得ず露出する場合は、できるだけ壁面と同質の仕上げを施して目立たないようにする。
- d) 屋外階段、バルコニー等を設ける場合は、繁雑にならないように建築物本体との調和を図る。
- e) 歴史的まち並みや集落、街路景観の整っている地域では、隣地や周辺との連続性に配慮した形態及び外観とする。
- f) 道路、公園等の公共の場所に接する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせないように、屋根、壁面、開口部等に工夫する。
- g) 商業地における低層階については、歩行者に配慮し、できる限りゆとりや開放感を確保するとともに、賑わいなどを演出する。
- h) 住民が利用する施設については、明るく開放的で地域に親しまれる意匠とするよう努める。

(ウ) 色彩

- a) 落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観との調和に配慮した色彩とする。
- b) アクセント色の使用等に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに工夫する。

(エ) 素材

- a) 周辺の景観との調和に配慮した素材を使用する。
- b) できる限り地域の景観特性を特徴づける地場産材等を活用する。
- c) できる限り耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込む素材を使用する。
- d) 歴史的まち並みや集落、文化財等に近接する地域では、歴史的まち並みや集落、文化財等に使用されている伝統的素材をできる限り使用する。



【素材】

地場産材の木材を使用し、地域の景観との調和に配慮
(熊野古道センター／尾鷲市)



【緑化】

敷地内を緑化し、潤いとやすらぎのある景観を演出
(三重県本庁舎／津市)



【緑化】

事業予定地にある樹勢の優れた樹木を移植し、修景に活用
(三重県立美術館／津市)

(オ) 緑化

- a) 計画地内においては、できる限り多くの部分を緑化すること。なお、植栽にあたっては、できる限り周辺の樹木と調和のとれた樹種を選定し、樹木の配置や樹種の構成を工夫する。
- b) 計画地の境界を囲う場合は、できる限り周辺の樹木と調和のとれた生垣や樹木とする。
- c) 計画地に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、できる限り保存又は移植によって修景に活かす。

(カ) その他

- a) 屋外駐車場は、出入口を限定し、できる限り生垣等によって安全上支障のない範囲で、道路から直接見通せないようにするとともに、できる限り場内を緑化する。
- b) 夜間の屋外照明は、過剰な光が周囲に散乱しないようにし、周辺の状況に応じて照明方法等を工夫する。
- c) 計画地内の既存建築物等が景観を阻害している場合は、増築等にあわせてできる限り周辺の景観に調和させる。
- d) 敷地内においては、できる限り電線類の地中化を図る。やむを得ず地中化できない場合は、形態の簡素化を図るなど、できる限り目立たないように工夫する。
- e) できる限り敷地内にオープンスペースを確保し、周辺の景観と調和した憩いの場を確保する。

【参考】

- 「住宅・建築物等整備事業に係る景観形成ガイドライン」(国土交通省住宅局)
 - 第2 良好な景観形成を図るための事業の進め方
 - (2) 実施設計段階
 - 第3 住宅・建築物等の整備における景観配慮事項
 - (1) 自然環境や歴史・文化を活かす
 - (2) 地域の様式、意匠、素材、色彩等への配慮
 - (3) 建物周囲における緑化等の推進
 - (4) 景観上重要な視点場や道路からの景観への配慮
- 「三重県景観色彩ガイドライン」(三重県県土整備部)

(4) 工事施工・維持管理段階

◆各事業共通指針

公共事業等の施工時に、現場の仮囲いや仮設備等を長期にわたり設置する場合においては、地域住民や通行者に圧迫感や不安感を与えないよう、安全上支障のない範囲で工事現場周辺の景観と調和するような形状、色彩、素材等の工夫に努めること。

維持補修や修繕にあたっては、当初の設計意図を十分に考慮し、形状、色彩、素材等が公共事業等の構造物等全体として調和するよう、施工方法等の工夫に努めること。

また、良好な景観が維持できるよう適切な維持管理に努めること。

さらに道路・河川の維持管理は安全性の確保のみならず、日常の眺望景観にも大きな影響を与えるため、眺望が確保されるよう適切な除草・防草対策に努めること。

【配慮事項】

(ア) 工事施工

- a) 工事中の仮囲いや現場事務所及び仮設備等を、長期にわたり設置する場合などにおいて、周辺の景観に配慮するとともに、通行者への圧迫感や不安感を軽減し、快適に通行できるよう工夫する。
- b) 工事において発生する残土を最終処分あるいは長期間仮置きする場合は、積み上げ高さをできるだけ抑えるとともに、整然とした集積とする。



【工事施工】

工事用仮囲いの設置にあたり、歩行空間が確保できるようセットバックした
(津市)

(イ) 維持管理

- a) 植栽の管理においては、植物の正常な生育を図ることが重要であり、過度の剪定はできるだけ避ける。
- b) 地域住民との協働による維持管理体制（清掃活動、草刈活動等）を構築し、活動が継続的に展開できるよう支援する。



【工事施工】

工事用バリケードの色彩に配慮し、通行者への圧迫感を軽減
(津市)

(ウ) 占用工作物

- a) アーケード、バス停留所、その他の公共用地における占用工作物は、形態、意匠、色彩及び素材が周辺地域の景観に調和するよう協議、指導等を行う。



【工事施工】

博物館の建設にあたり、工事の様子が外から見えるように仮囲いの一部を透明にしたり、展示のイメージを壁に描いたりすることで、竣工への期待感を醸成

(三重県総合博物館／津市)

着手前



完成後



【橋梁再塗装（維持管理）】

橋梁の再塗装において、原形にとらわれず、橋梁付属物を含めた周辺の景観との調和を図るよう色彩に配慮

(庄野橋／鈴鹿市)



【維持管理】

地域住民による、河川の清掃活動

(神内川／紀宝町)



【維持管理】

地域住民による、道路清掃活動

(主要地方道伊勢市停車場線／伊勢市)

【参考】

- 「道路デザイン指針（案）」（国土交通省道路局）
 - 第5 設計・施工時のデザイン
 - 第5-1 1 植栽の設計
 - 第5-1 1-4 既存樹林・樹木等の保全・活用
 - 第5-1 1-5 既存道路の改築時における樹木等の取り扱い
 - 第5-1 4 施工時の対応
 - 第5-1 5 既存道路におけるその他の景観改善
 - 第6章 管理時のデザイン
 - 第6-1 維持管理
 - 第6-2 景観の点検と地域との関わり
 - 第6-3 関係者との協力体制の構築と支援
 - 第6-4 植栽管理

- 河川景観ガイドライン「河川景観の形成と保全の考え方」（国土交通省河川局）
 - 5章 景観保全の仕組みづくり

- 「自然に配慮した川づくりの手引き（案）」（三重県県土整備部）
 - 第5章 施工
 - 第6章 維持管理
 - 第7章 追跡調査

- 「海岸景観形成ガイドライン」（国土交通省河川局・港湾局、農林水産省農村振興局・水産庁）
 - 実践編 4. 施工段階

- 「農業農村整備事業における景観配慮の手引き」（農林水産省農村振興局）
 - 第7章 設計、施工及び維持管理
 - 7. 4 施工及び維持管理

- 「住宅・建築物等整備事業に係る景観形成ガイドライン」（国土交通省住宅局）
 - 第2 良好な景観形成を図るための事業の進め方
 - (3) 施工段階
 - (4) 工事完了段階
 - (5) 適切な維持管理への体制整備

3 景観に配慮した公共事業等の施工事例の収集

本事例集の充実のために、毎年度、景観に配慮した新たな施工事例について情報収集を行っています。公共事業等の実施にあたり、良好な景観を形成するための参考となるよう周知していく必要があることから、景観に配慮した施工事例がありましたら、下記のとおり提出をお願いします。

- (1) 事例の提出方法 調査票（別紙）及び画像データ
- (2) 調査票（別紙）の「配慮・工夫事項」欄の記入については、「ガイドライン」及び「事例集」（本書）の該当項目の記述を参考にしてください。
- (3) 提出先 県土整備部 都市政策課 景観・屋外広告班

景観に配慮した公共事業等の施工事例 調査票

部 門 (該当施設等に○ を付けてください)	設計計画	共通指針	法面・擁壁・舗装・防護柵・標識、公共広告物・ 照明施設・その他道路附属物		
		施設別指針	道路・橋梁・公園、緑地・河川・ダム 砂防、急傾斜地、地すべり、治山・港湾、漁港・海岸・ 農業農村・公共建築物		
	工 事 施 工	仮囲い ・ 仮設備 ・ その他			
	維 持 管 理	植栽 ・ 施設維持(植栽除く) ・ 占用物件 ・ その他			
路河川名または施設名					
所 在 地					
事 業 主 体					
公共事業等 景観検討システム		該当	非該当	年度	
配慮・工夫事項		三重県公共事業等景観形成ガイドライン及び三重県公共事業等景観形成ガイドライン事例集等を参考に、景観への配慮事項の項目から転記してください			
特にPRしたいポイント					
写 真					
<p>※完成写真の貼り付けをお願いします。 (別途、撮影方向を変えた写真等の提出もお願いします。)</p>					

記入例

景観に配慮した公共事業等の施工事例 調査票

部 門 (該当施設等に○ を付けてください)	設計計画	共通指針	法面・擁壁・舗装・防護柵・標識・公共広告物・ 照明施設・その他道路附属物	
		施設別指針	道路・橋梁・公園、緑地・河川・ダム 砂防、急傾斜地、地すべり、治山・港湾、漁港・海岸・ 農業農村・公共建築物	
	工 事 施 工	仮囲い ・ 仮設備 ・ その他		
	維 持 管 理	植栽 ・ 施設維持(植栽除く) ・ 占用物件 ・ その他		
路河川名または施設名	(主) ○○△△線			
所 在 地	○○市△△町 地内			
事 業 主 体	○○建設事務所			
公共事業等 景観検討システム	<input checked="" type="radio"/> 該当	<input type="radio"/> 非該当	年度	令和○○年度(重点)
配慮・工夫事項	・切土法面は、できる限り在来種及び郷土種を用いた植生工による法面処理とすること。(別紙1の法面における配慮事項から転記)			
特にPRしたいポイント	・周辺景観となじむよう種子の選定に配慮しました。			
写 真	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-bottom: 10px;"> 今回の工事等で特に配慮した事柄について、記入してください。 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 三重県公共事業等景観形成ガイドライン及び三重県公共事業等景観形成ガイドライン事例集等を参考に、景観への配慮事項の項目から転記してください。 </div>			

※完成写真の貼り付けをお願いします。
(別途、撮影方向を変えた写真等の提出もお願いします。)

4 参考資料

①国策定の公共事業に関する景観形成ガイドライン等

【共通】

	名称	編集または発行所名	最新版発行年月
1	中部地方整備局公共事業における色彩・デザイン指針（第1版）	中部地方整備局 景観アドバイザー会議	平成27年12月
2	伊勢志摩国立公園管理計画書	環境省中部地方環境事務所	平成21年12月
3	吉野熊野国立公園吉野地域管理計画書	環境省近畿地方自然保護事務所	平成13年12月
4	吉野熊野国立公園熊野地域管理計画書	環境省近畿地区自然保護事務所	平成12年4月

【道路】

	名称	編集または発行所名	最新版発行年月
1	道路デザイン指針(案)	国土交通省道路局 道路のデザインに関する検討委員会	平成29年10月
2	景観に配慮した道路附属物等ガイドライン	国土交通省道路局 道路のデザインに関する検討委員会	平成29年10月

【河川・砂防】

	名称	編集または発行所名	最新版発行年月
1	河川景観ガイドライン「河川景観の形成と保全の考え方」	国土交通省河川局	平成18年10月
2	美しい山河を守る災害復旧基本方針(ガイドライン)	国土交通省水管理・国土保全局	平成30年6月
3	砂防関係事業における景観形成ガイドライン	国土交通省砂防部	平成19年2月
4	中小河川に関する河道計画の技術基準について	国土交通省河川局	平成22年8月

【港湾・海岸】

	名称	編集または発行所名	最新版発行年月
1	海岸景観形成ガイドライン	国土交通省河川局・港湾局、農林水産省農村振興局・水産庁	平成18年1月
2	港湾景観形成ガイドライン	国土交通省港湾局	平成17年3月
3	航路標識整備事業景観形成ガイドライン	海上保安庁交通部	平成16年3月

【農業・治山・漁港】

	名称	編集または発行所名	最新版発行年月
1	美の里づくりガイドライン	農林水産省農村振興局	平成16年8月
2	農業農村整備事業における景観配慮の手引き	農林水産省農村振興局	平成18年5月
3	農業農村整備事業における景観配慮の技術的指針	農林水産省農村振興局	平成30年5月
4	農村における景観配慮の実務マニュアル	農林水産省農村振興局	平成20年3月

	—景観に配慮した整備のための10のステップ—		
5	農村における景観配慮の技術マニュアル —デザインコード活用手法— —視点場設定手法—	農林水産省農村振興局	平成22年3月

【都市・営繕】

	名称	編集または発行所名	最新版発行年月
1	官庁営繕事業における景観形成ガイドライン	国土交通省官庁営繕部	平成24年3月
2	景観形成ガイドライン『都市整備に関する事業』	国土交通省都市・地域整備局	平成23年6月
3	住宅・建築物等整備事業に係る景観形成ガイドライン	国土交通省住宅局	平成17年3月

【自然公園】

	名称	編集または発行所名	最新版発行年月
1	自然公園等施設技術指針	環境省自然環境局	令和2年3月

②県策定の公共事業に関する景観形成ガイドライン等

【共通】

	名称	編集または発行所名	最新版発行年月
1	三重県景観計画	三重県県土整備部	平成29年1月
2	熊野川流域景観計画	三重県県土整備部	平成29年1月
3	三重県景観計画解説書 行為の制限に関する基準解説書	三重県県土整備部	平成19年12月
4	三重県景観色彩ガイドライン	三重県県土整備部	平成20年4月
5	社会資本整備における協働の指針及びガイドライン（協働必携）	三重県県土整備部	平成31年3月
6	三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例整備マニュアル	三重県子ども・福祉部	令和2年3月
7	太陽光発電施設の設置に関する景観形成ガイドライン	三重県県土整備部	令和3年2月

【道路】

	名称	編集または発行所名	最新版発行年月
1	道路附属物等における景観への配慮について	三重県県土整備部道路建設課、道路企画課、道路管理課、都市政策課	平成30年3月
2	尾鷲建設事務所及び熊野建設事務所の管内における景観に配慮した防護柵のマスタープラン	道路建設課、道路企画課、道路管理課、都市政策課	平成30年3月

三重県公共事業等景観形成ガイドライン
～公共事業等における良好な景観づくりの推進に向けて～

発行年月 令和3（2021年）年3月
発行 三重県県土整備部都市政策課
